

令和6年

双葉町議会会議録

第1回定例会

3月5日開会～3月12日閉会

双葉町議会

令和6年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (3月5日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	7
行政報告	8
議案第4号から議案第31号までの一括上程	9
議案第4号から議案第31号までの提案理由の説明	10
町長施政方針	14
請願の委員会付託	22
散 会	22

第 2 日 (3月6日)

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	24
職務のため議場に出席した者の職氏名	24
開 議	25

議事日程の報告	2 5
一般質問	2 5
5番 菅野博紀君	2 5
1番 山根辰洋君	3 9
6番 岩本久人君	5 2
2番 小川貴永君	6 0
散会	6 2

第 8 日 (3月12日)

議事日程	6 3
出席議員	6 5
欠席議員	6 5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 5
職務のため議場に出席した者の職氏名	6 5
開 議	6 6
議事日程の報告	6 6
発言の訂正及び発言の申出	6 6
発言の取消し	6 7
議案第4号の質疑、討論、採決	6 7
議案第5号の質疑、討論、採決	6 8
議案第6号の質疑、討論、採決	6 9
議案第7号の質疑、討論、採決	6 9
議案第8号の質疑、討論、採決	7 0
議案第9号の質疑、討論、採決	7 1
議案第10号の質疑、討論、採決	7 1
議案第11号の質疑、討論、採決	7 2
議案第12号の質疑、討論、採決	7 3
議案第13号の質疑、討論、採決	7 4
議案第14号の質疑、討論、採決	7 4
議案第15号の質疑、討論、採決	7 5
議案第16号の質疑、討論、採決	7 6
議案第17号の質疑、討論、採決	7 6
議案第18号の質疑、討論、採決	7 7

議案第19号の質疑、討論、採決	79
議案第20号の質疑、討論、採決	80
議案第21号の質疑、討論、採決	81
議案第22号の質疑、討論、採決	82
議案第23号の質疑、討論、採決	83
議案第24号の質疑、討論、採決	86
議案第25号の質疑、討論、採決	88
議案第26号の質疑、討論、採決	89
議案第27号の質疑、討論、採決	90
議案第28号の質疑、討論、採決	92
議案第29号の質疑、討論、採決	93
議案第30号の質疑、討論、採決	93
議案第31号の質疑、討論、採決	94
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決	96
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
発議第1号の上程、質疑、討論、採決	99
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	100
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	100
閉 会	101

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

6 双葉町告示第2号

令和6年第1回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月14日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和6年3月5日（火）
午前9時

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

令和6年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）午前9時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第 4号 専決処分の承認について
専決第1号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第 5号 令和6年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第 6号 双葉町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第 7号 双葉町監査委員条例の全部改正について
- 日程第10 議案第 8号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 双葉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第18 議案第16号 町道路線の廃止について
- 日程第19 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第18号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第19号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第22 議案第20号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第21号 令和5年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第22号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第23号 令和6年度双葉町一般会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和6年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和6年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和6年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和6年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和6年度双葉町下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第29号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第32 議案第30号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第33 議案第31号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第34 令和6年度施政方針
- 日程第35 請願の委員会付託
- 散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
総務課長兼 コミュニティセンター 所長兼秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼 産業交流センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	土屋美香

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（伊藤哲雄君） ここで皆様に申し上げます。

5番、菅野博紀君については、本会期中、着座により発言をすることを許可します。

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、作本信一君、4番、石田翼君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、2月26日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月12日までの8日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告を

します。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、委員長報告を行います。

総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、石田翼君。

（総務教育常任委員長 石田 翼君登壇）

○総務教育常任委員長（石田 翼君） おはようございます。総務教育常任委員会委員長の石田翼でございます。総務教育常任委員会において閉会中の所管事務調査を次のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件名。公共施設の状況に関する調査。

調査は、令和6年1月30日、2月13日、2月29日の3回行いました。

今回の調査は、多くの公共施設について老朽化などを理由に解体する方針との説明を受けている中、各施設の今後の予定及び施設内にある残置物等の現状についてヒアリングし、現状と課題等を整理するため行ったものであります。

調査の結果、解体する方針が決定している施設は全て解体の申請が済んでおり、令和6年度以降、順次解体が進められる予定であること。一方で、一部の施設では、施設内にある残置物の取捨選別ができていないこと、残置物の中には永久に保存すべき書類や図書・書籍、民俗・考古資料なども存在すること、まだ移管場所が確保されていないことなど、現状と課題について認識いたしました。

調査結果を踏まえ、委員会の報告としまして、次の3点について提言いたします。

1つ目として、早急な倉庫の建設であります。残置物の移管場所がないことを理由に安易に廃棄するようなことがないように留意しつつ、移管場所となる倉庫を早急に建設すること、また倉庫の建設に当たっては、避難場所や備蓄倉庫としての機能についても十分検討されることを求めます。

2つ目として、貴重な資料等の適切な保管であります。資料等について取捨選別の判断に迷うことがあれば、倉庫に一時的に移管してから判断するなど、独断で貴重な財産を失うことがないように、町民や専門家などの意見も聞きながら進めることを求めます。

3つ目として、お別れ会などの実施の検討であります。特に教育施設については、東日本大震災当時の在校生のみならず、多くの卒業生等にとって思い出深い施設でありますので、解体、処分する前に、お別れ会などの実施について検討されることを求めます。

以上、要点を申し述べ、総務教育常任委員会からの報告といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長(伊藤哲雄君) 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) おはようございます。令和6年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

令和5年12月13日、中野地区復興産業拠点への企業立地協定を東日本ロハス株式会社と、令和6年2月6日には株式会社エイブルとそれぞれ締結しました。これによりまして、23件の立地協定を締結しております。

令和5年9月29日に特定帰還居住区域として認定された下長塚行政区及び三字行政区の一部について、同年12月20日から環境省による除染、家屋の解体が開始されました。このほか、中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域となっている7つの行政区につきましても、2月10日から13日まで、区域案に関する住民説明会を開催いたしました。町といたしましては、住民の方からいただいたご意見を基に、一日も早く面的な除染及びインフラ復旧等を行い、避難指示解除が行えるよう、特定帰還居住区域復興再生計画の変更申請に向け、国や県、関係機関と連携して取り組んでまいります。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、多くの方が被災され、今もなお避難生活が続く状況に対して、お亡くなりになられた方々にご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。双葉町では、1月4日、5日の両日、石川県、富山県をはじめとする震度5弱以上を観測した自治体に避難されている町民の方に電話連絡を行い、全員の無事を確認したところです。また、石川県、富山県及び被災された自治体に対して災害見舞金をお送りいたしました。

1月5日から7日までの3日間、双葉町産業交流センターにおいて、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催により、「第34回双葉町総合美術展」並びに「第8回双葉町民作品展覧会」が開催されました。町内での開催は震災後初となりましたが、例年以上に多くの来場者が訪れました。町民の皆さんをはじめ町立小中学校の児童生徒、ふたば幼稚園児、また文化交流として友好町である京丹波町からも出展いただき、来場された皆さんは200点を超えるすばらしい作品を観覧されておりました。

1月6日、双葉町役場において、「令和6年双葉町はたちを祝う会」を開催し、二十歳を迎えられた皆さんをお祝いいたしました。当日は、二十歳を迎えられた53名のうち9名が出席されました。式

典では、町からの記念品に加え、郡山女子大学短期大学部から、小学校で使用していた鼓笛隊の衣装等をリメイクしたコースターなども贈呈されました。また、はたちを祝う会実行委員長から、二十歳を迎えての決意や双葉町の復興への思いが述べられ、大変心強く感じました。また、同日午後には、双葉町役場において双葉町賀詞交換会を開催し、多数のご来賓の方々にご出席いただき、双葉町の復興・再生を誓い合ったところです。

1月6日、7日の両日、JR双葉駅前において、双葉町ダルマ市実行委員会主催による「双葉町ダルマ市」が開催されました。両日ともに天候に恵まれ、恒例の奉納神楽やダルマ神輿、巨大ダルマ引きが行われたほか、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第33回双葉町芸能発表会」が行われました。7日の「双葉町芸能発表会」では13年ぶりに初發神社において、渋川、三字、新山芸能保存会による「奉納神楽大会」が開催されました。また、特設ステージでは前沢の女宝財踊保存会による「前沢の女宝財踊」や双葉町相馬流れ山踊り保存会による「相馬流れ山踊り」も披露されました。「第33回双葉町芸能発表会」には標葉せんだん太鼓保存会、JAスマイル大正琴、コーラスふたば、双葉町民謡同好会の4団体が出演し、ダルマ市を盛り上げていただき、来場者からも多くの拍手が送られていました。延べ3,300名が来場され、大盛況のうちに終了いたしました。

さらに、1月27日には、勿来酒井団地復興公営住宅において、夢ふたば人主催による「ふたばダルマ市 in なこそ」が開催され、町民のほか、地域住民の方々にぎわいを見せました。勿来地区でのダルマ市開催は今回が最後と伺っており、震災以降、絶やさずダルマ市を開催してきた夢ふたば人をはじめ関係者の皆様には深く感謝を申し上げます。

2月18日、伊藤信太郎環境大臣がJR双葉駅西側の町営住宅や特定帰還居住区域などを視察されました。町としては、特定帰還居住区域のインフラ整備に必要な支援や第二期復興・創生期間以降の財政支援など十分かつきめ細やかな支援を強く要望いたしました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。提出議案につきましては、専決処分の承認が1件、条例の制定が2件、条例の改正が8件、組合規約の変更が1件、町道路線の廃止が1件、町道路線の認定が1件、令和5年度一般会計・特別会計補正予算（案）が5件、令和6年度一般会計・特別会計予算・企業会計予算（案）が6件、固定資産評価審査委員会委員の選任が3件、合わせて28件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げて行政報告といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎議案第4号から議案第31号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、議案第4号から日程第33、議案第31号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第31号までを一括上程いたします。

◎議案第4号から議案第31号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第4号から議案第31号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第4号 専決処分の承認について、専決第1号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第6号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額は187億4,516万7,000円となりました。歳入は、国庫支出金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,900万円を追加いたしました。歳出は、民生費に、電力、ガス、食料品等の物価高騰による低所得者世帯への支援として、18歳以下の子供1人当たり5万円を給付する物価高騰こども加算生活支援給付金事業費1,900万円を追加いたしました。

議案第5号 令和6年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてであります。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担等の軽減を図るため制定するものです。

議案第6号 双葉町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。双葉町が設置する自転車等駐車場の快適な利用環境を確保するため、自転車等駐車場の利用や管理等について必要な事項を定めるため制定するものです。

議案第7号 双葉町監査委員条例の全部改正についてであります。監査委員が行う監査に関し必要な事項を規定するため、改正するものです。

議案第8号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正及び令和6年度における町税等の減免に関する事務を追加するため、改正するものです。

議案第9号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。コンビニ交付サービスにおいて、マイナンバーカードに加え、スマートフォンに搭載された利用者用電子証明書を使用して印鑑証明書を取得できるよう改正するものです。

議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方自治法の改正により、育児休業をしている会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することに伴い、改正するものです。

議案第11号 双葉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであり

ますが、地方自治法の改正及び福島県人事委員会勧告により、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給することに伴い、改正するものです。

議案第12号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、並びに軽減措置の低所得者に対する所得判定基準額の引上げに伴い、改正するものです。

議案第13号 双葉町介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法に基づき令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料率を定めるほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い保険料率算定に係る第1号被保険者の区分を改めるため、改正するものです。

議案第14号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてであります。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る省令等の改正に伴い、改正するものです。

議案第15号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてであります。障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を目的として関係者で構成する地域自立支援協議会を、今後双葉郡8町村が、その重要性を認識し、地域の課題を熟知している「基幹相談支援センターふたば」に事務機能を委託することに伴い、双葉地方広域市町村圏組合の共同処理する事務から削除するものです。

議案第16号 町道路線の廃止についてであります。双葉駅西側地区生活拠点等整備事業に伴い関係する町道を整理するもので、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するものです。

議案第17号 町道路線の認定についてであります。双葉駅西側地区生活拠点等整備事業に伴い関係する町道を整理するもので、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するものです。

議案第18号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出それぞれ35億9,652万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は151億4,864万6,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税の償却資産分の増などにより2億2,191万4,000円を追加いたしました。

地方交付税は、震災復興特別交付税の減により8億6,540万2,000円を減額いたしました。

国庫支出金及び県支出金は、事業費の確定などにより、国庫支出金8億6,524万8,000円、県支出金4,393万1,000円をそれぞれ減額いたしました。

繰入金は、事業費の減により、東日本大震災復興基金繰入金、福島再生加速化交付金基金繰入金など合わせて25億6,159万1,000円を減額いたしました。

諸収入は、原子力損害賠償金の増などにより4億6,732万5,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてであります。事業費の確定などにより、多くの科目で減額補正となっておりますので、主なものについて申し上げます。

総務費は、中野地区復興産業拠点や双葉駅西地区復興拠点の整備事業費の減などにより、27億

6,164万円を減額いたしました。

民生費は、町内防犯・防災パトロール業務、町内防犯監視業務の減などにより8億5,035万3,000円を減額いたしました。

衛生費は、双葉地方水道企業団負担金の減などにより1億1,182万8,000円を減額いたしました。

農林水産業費は、事業費の確定などにより9,108万3,000円を減額いたしました。

商工費は、商業施設整備事業費の減などにより2億9,827万8,000円を減額いたしました。

土木費は、公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより2億1,901万2,000円を減額いたしました。

諸支出金は、公共施設整備基金積立金、東日本大震災復興基金積立金の増などにより5億5,005万5,000円を追加いたしました。

継続費補正につきましては、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料ほか2事業を変更いたしました。繰越明許費は、復興まちづくり支援事業ほか6事業を計上いたしました。

議案第19号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ104万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億5,801万4,000円となります。

歳入は、繰入金に一般会計繰入金104万2,000円を追加いたしました。歳出は、保険給付費に療養給付費104万2,000円を追加いたしました。

議案第20号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億7,109万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は2億5,273万2,000円となります。

歳入は、繰入金1億7,109万1,000円を減額いたしました。歳出は、下水道維持費700万円、下水道建設費1億6,409万1,000円をそれぞれ減額いたしました。継続費補正につきましては、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業及び双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業を変更いたしました。

議案第21号 令和5年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億9,701万7,000円となります。

歳入は、国庫支出金6,383万6,000円、県支出金1,234万8,000円をそれぞれ減額し、支払基金交付金に108万2,000円、繰入金に一般会計繰入金など8,110万2,000円をそれぞれ追加いたしました。歳出は、保険給付費に施設介護サービス給付費600万円を追加いたしました。

議案第22号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ6,643万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は3,096万3,000円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険料の減免により後期高齢者医療保険料5,989万9,000円、一般会計繰入金653万5,000円をそれぞれ減額いたしました。歳出は、総務費727万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5,915万8,000円をそれぞれ減額いたしました。

議案第23号 令和6年度双葉町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は158億5,000万円で、前年度比11億4,000万円、6.7%の減といたしました。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税の償却資産分の増額などを見込んだため、前年度比1億680万6,000円増の13億4,816万2,000円となります。

地方交付税は、震災復興特別交付税分を含む特別交付税の減額を見込んだため、前年度比9,146万円減の25億8,798万4,000円となります。

国庫支出金は、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金などの減額を見込んだことにより、前年度比2億5,618万8,000円減の18億7,162万5,000円となります。

県支出金は、避難地域復興拠点推進交付金などの増額を見込んだことにより、前年度比7,692万2,000円増の14億7,782万6,000円となります。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金や東日本大震災復興基金などからの繰入金80億9,512万3,000円を計上し、各種事業に充当してまいります。

次に、歳出について申し上げます。議会費は、前年度比331万6,000円増の7,121万1,000円となります。

総務費は、前年度に引き続き中野地区復興産業拠点整備事業費、双葉駅西地区住宅団地等整備事業費を計上した一方、双葉駅西地区公営住宅整備負担金の減などにより、前年度比18億8,383万円減の80億1,100万2,000円となります。

民生費は、町内防犯・防災パトロール事業、防犯監視業務委託料の減などにより、前年度比2億8,838万円減の21億5,333万円となります。

衛生費は、健康づくりに係る経常的な経費を計上したほか、町内医療施設維持運営費、双葉地方広域市町村圏組合負担金、双葉地方水道企業団負担金の増などにより、前年度比3億309万5,000円増の9億6,470万2,000円となります。

農林水産業費は、営農再開支援水利施設等保全事業費や農業基盤整備促進事業費、被災地域農業復興支援事業費などを計上し、前年度比1億2,600万5,000円増の4億1,985万8,000円となります。

商工費は、双葉町産業交流センターに係る維持運営経費のほか、アクティビティエリア整備事業費、既存ストック施設改修事業費、双葉駅東地区商業施設整備事業費などを計上し、前年度比5億5,464万円増の11億4,176万8,000円となります。

土木費は、橋梁長寿命化事業、深谷こ線人道橋撤去事業などの道路維持費、町道前田・長塚線改良事業などの道路新設改良費を計上したほか、下水道事業会計への補助金を計上し、前年度比5,050万9,000円増の8億9,888万9,000円となります。

消防費は、双葉地方広域市町村圏組合負担金や消防施設費、災害対策費などを計上し、前年度比6,903万5,000円減の2億2,063万4,000円となります。

教育費は、仮設校舎等管理運営費や文化財保存活用事業補助金などを計上し、前年度比5,001万6,000円減の3億9,499万7,000円となります。

災害復旧費は、町道等の災害復旧事業費を計上し、前年度比2,500万円減の3,312万7,000円となり

ます。

公債費は、前年度比2,858万6,000円減の1億5,421万1,000円となります。

諸支出金は、福島再生加速化交付金基金積立金の増額などから、前年度比1億7,163万1,000円増の13億2,385万4,000円となります。

予備費は、前年度比434万9,000円減の6,240万7,000円となります。

また、債務負担行為として、戸籍システム標準化・共通化事業、アクティビティエリア整備事業（設計）、清戸迫横穴保存活用計画策定事業を設定いたしました。

議案第24号 令和6年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は12億6,880万2,000円で、前年度比685万5,000円、0.5%の減といたしました。

議案第25号 令和6年度双葉町公有林整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は136万1,000円で、前年度比29万8,000円、18%の減といたしました。

議案第26号 令和6年度双葉町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は10億4,618万3,000円で、前年度比357万9,000円、0.3%の増といたしました。

議案第27号 令和6年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は9,476万1,000円で、前年度比195万8,000円、2.0%の減といたしました。

議案第28号 令和6年度双葉町下水道事業会計予算についてであります。予算総額は6億2,091万8,000円となります。

収入の主なものについてであります。一般会計からの補助金として収益的収入が7,973万8,000円、資本的収入が2億6,339万5,000円といたしました。

次に、支出の主なものについてであります。収益的支出のうち営業費用は3億4,695万7,000円、営業外費用は830万1,000円、資本的支出のうち建設改良費は1億9,449万円、企業債償還金は7,036万5,000円といたしました。

議案第29号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となるため、高野利彦氏を選任するに当たり議会の同意を求めるものです。

議案第30号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となるため、横山壽氏を選任するに当たり議会の同意を求めるものです。

議案第31号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となるため、橋本仁氏を選任するに当たり議会の同意を求めるものです。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎町長施政方針

○議長（伊藤哲雄君） 日程第34、令和6年度施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） 議員各位には平素より町政運営にご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

初めに、令和6年の新しい年を迎えたばかりの元旦の午後、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の能登半島地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害が生じました。犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された方々や、いまだに避難生活を余儀なくされている方々に謹んでお見舞いを申し上げます。2か月が過ぎた今もなお、被災した多くの皆さんが不自由な生活を強いられており、一日も早い復興を願っております。

双葉町としては、石川県、富山県、石川県志賀町、輪島市、新潟県柏崎市、刈羽村にそれぞれ災害見舞金をお送りしました。このほか福島県と連携して職員の派遣を調整するとともに、本庁舎や各支所に「令和6年能登半島地震災害義援金」の募金箱を設置して、来庁者や職員からのお見舞金をお送りすることとしております。

さて、本日ここに、令和6年第1回双葉町議会定例会が開催されるに当たり、私の所信の一端と町政の基本方針を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、双葉町の現在までの復興の取組についてであります。令和6年度は、私が町長に就任して3期目の最終年度に当たります。私は町長就任時から、「復興」は震災前に戻すということではなく、将来の双葉町のあるべき姿を描き、各種施策に取り組んでまいりました。

平成26年を復興元年と位置づけし、以来、町立学校の再開、双葉町復興まちづくり計画長期ビジョンの策定、復興公営住宅と町外拠点の整備、中間貯蔵施設への対応、震災記録誌の発行、中野地区復興産業拠点の整備など、様々な課題に取り組み、一つ一つ着実に実現してまいりました。

そして、震災から8年目を迎えた平成30年を復興具現化元年と位置づけし、双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づき「町の再興」、「生活再建」、「町民のきずな・結びつき」を施策の柱として各種事業の具現化に鋭意取り組み、実現してまいりました。

令和4年には、従来の復興まちづくり計画で掲げた方針を踏襲しながら、復興まちづくり計画（第三次）を策定し、コロナ禍であっても令和5年度を復興加速化元年と位置づけし、復興への歩みを止めることなく各種復興事業に取り組んでまいりました。

来るべき令和6年度は、コロナ禍を乗り越え、復興への新たな一步として町民の皆さんの帰還に向けた施策を力強く展開し、新たな双葉町の時代を切り拓いていく年と考えております。

やはり復興の基本となるのは、居住人口の増加はもちろんのこと、交流・関係人口の増加であり、町民の皆さんの帰還環境の整備や双葉町に移住される方への支援の強化を図ることが、欠かすことができない重要な施策と考えております。

特に町民の皆さんの帰還が双葉町の復興にとって大きな原動力となることから、令和6年度におい

ては、帰還促進住宅支援事業として避難指示解除後に帰還する町民の皆さんが住宅を新築、修繕する場合や中古住宅を取得する際の経費の一部を支援することを最も重要な施策の一つとして予算を計上しております。

さて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から13年が経とうとしています。震災並びに震災関連で亡くなられた方々のご冥福を祈って、昨年を引き続き、3月11日に双葉町産業交流センターに「東日本大震災追悼献花場」を設け、自由に献花をいただくことにしております。なお、私自身も3月11日の午後2時46分に会場にて黙祷を捧げ、震災により尊い命が失われた方々の御霊に対し、哀悼の誠をささげてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、変異を繰り返し、猛威を振るってきましたが、昨年5月から感染症法上5類に移行され、マスクの着用も個人の判断に委ねられ、町民の皆さんの交流を深めるための各種行事等も再開されるなど、コロナ禍前の日常に戻りつつあります。

全国並びに福島県の陽性者数が減少に転じたのは、医療機関並びに従事者の献身的なご尽力は言うまでもありませんが、町民の皆さん一人一人のマスクの着用、手洗い、うがい、3密を避けるなどの基本的な感染対策の徹底が功を奏したものと考えております。しかし、新型コロナウイルス感染症が完全に収束したわけではなく、ここに来て、福島県内の新規陽性者数がインフルエンザの感染者とともに増加傾向にあります。町民の皆さんには引き続き基本的な感染対策の徹底にご理解とご協力をお願いします。

特定帰還居住区域についてであります。昨年6月に、帰還困難区域内で帰還意向のある住民の居住地の生活圏を除染し、インフラ復旧を行い、避難指示解除を進める特定帰還居住区域復興再生計画の制度を盛り込んだ福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が成立しました。そして、9月には、特定帰還居住区域として下長塚・三字行政区の一部区域に係る復興再生計画を申請し、内閣総理大臣の認定を受けたことで、計画区域の一部で昨年12月20日から除染や建物解体が着手されました。

さらに、新たな区域を追加するため、2月10日から13日にかけて双葉町いわき支所などを会場として、関係する行政区ごとに住民説明会を開催しました。住民の皆さんからいただいたご意見を踏まえて、現在、国や関係機関と調整を進めており、今後、国へ申請に向けた準備をしております。

国は、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、町の復興・再生に責任を持って取り組むとしていますので、引き続き、残る帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた取組方針を明らかにし、全力で取り組むよう強く国に要望してまいります。

農業の再生についてであります。中野地区復興産業拠点における企業誘致や、住む拠点としての駅西住宅、駅東エリアの商業施設など、資材調達の関係で遅れているものの計画に沿って順調に整備が進んでいる一方、避難が長引いたことにより、農業者の営農意欲の喪失と、高齢化が進み、地域農業の担い手や労働力の確保が困難な状況であり、農業者個人での営農再開はハードルが高く、町の復興に係る分野で農業の再生が厳しい状況にあります。双葉町に限らず被災町村でも復興に関して最も

難航が予想されるのは、1次産業である農業の再生であると言われています。

しかし、私は、地域での生産組織の設立や農業法人による新規参入の受入れなどによる担い手の確保、そしてそれらへの農地の集積・集約のテコとなる土地改良事業の取組や、スマート農業と言われる省力化技術の活用、収益性の高い作物の導入により、町の農業の再生は実現できるものと考えております。そのためには、まず地域の地権者同士で話し合いをして、地域の農業をどのようにしていくのか、担い手を誰にしていくのか、これらの議論を深めてほしいと考えており、町としても営農再開に向けた支援は惜しまない考えでおります。

双葉町で生産された農産物の摂取制限と出荷制限が解除されることにより、食の安全・安心が確保され、町民の皆さんが安心して帰還できる環境につながるものと期待しているところです。

高速道路の無料化措置と医療費等の減免措置についてであります。まず高速道路の無料化措置については、双葉町の場合、避難指示が解除されたのは町全体の約15%にすぎず、特定帰還居住区域の除染もこれからであり、また町民のほとんどが全国各地に避難している状況に鑑み、町民の生活再建やふるさとへの帰還に必要不可欠であることから、引き続き無料化措置の継続を国並びに関係機関に強く要望してまいります。

次に、現在は、医療・介護に係る保険料が減免され、窓口での一部負担金が免除されていますが、国は避難指示解除から10年を目途に免除措置を終了する方針を示しております。しかし、本町は、帰還困難区域と避難指示解除区域が混在することから、町民の公平性を保つため、激変緩和措置を講ずるよう国に強く働きかけてまいります。

国の関係機関に対する復興等に向けた要望活動であります。昨年8月に大熊町、双葉町の両町長、町議会議長とともに復興庁、経済産業省、環境省に、特定復興再生拠点区域外における取組の具体化について、復興のスタートに立つ両町への重点的サポートについて、福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導について、ALPS処理水をめぐる責任を持った対応について、要望活動を行いました。

双葉町、大熊町は、過酷な事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30年から40年かかると言われる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受入れ、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害の懸念など、他の自治体とは復興のステージが大きく異なっていることから、第二期復興・創生期間にとらわれることなく、完全な復興を成し遂げるまでの支援を強く要望してまいりました。

復旧・復興に欠かすことのできない財源の確保についてであります。一昨年の12月に税制大綱が決定され、「東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確保する」と明記されましたが、双葉町は、震災と原発事故という複合災害により、インフラの整備、町民の生活再建、産業・生業の再生など様々な課題に直面しており、課題解決のためには長期にわたり財源の確保が不可欠であります。今後も福島県並びに関係自治体との連携により、大綱を踏まえ復興

・再生に向けた財源確保について、国並びに関係機関に強く要望してまいります。

東京電力ホールディングス株式会社に対する要求についてであります。本年1月4日に東京電力ホールディングス株式会社の小早川社長が来庁した際に、「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書」を手渡すとともに、要求事項の実施について強く求めました。

原子力損害賠償については、令和4年12月に国の原子力損害賠償紛争審査会の指針が見直され、9年ぶりに中間指針の第五次追補が決定されました。双葉町は、東京電力に対し、被害の実情に合った賠償を継続して求めてきたところであり、今回の追補は一定程度反映されたものと考えております。

今後も風評被害等損害がある限り賠償を行うべきであり、県並びに関係市町村と連携を図りながら国、東京電力に働きかけてまいります。また、東京電力には、指針が示す損害額が上限ではないことを認識するとともに、常に被害者の目線に立ち、被害者に対して誠意を持って対応するよう求めてまいります。また、謝罪や賠償によって事故の責任はなくなるわけではなく、双葉町の復旧・復興に向けた取組についての協力を強く要求したところです。

次に、双葉町復興まちづくり計画（第三次）についてであります。双葉町復興まちづくりの基本理念は「町民一人一人の復興」と「町の復興」を目指して、また基本目標は「ふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町の再興」として「町民一人一人の生活の再建の実現」と「町民のきずなの維持・発展、ふるさとへの思いを繋ぐ」を掲げています。

双葉町復興まちづくり計画（第三次）は、これまでの復興まちづくり計画で掲げた方針を踏襲しながら、特定復興再生拠点区域が避難指示解除された以降の具体的な取組や施策、事業を示した令和4年度から令和8年度までの計画であります。これに基づき、町として総力を挙げて町民や地元業者の町内への帰還を促進するとともに、双葉町に関心を持っていただいている方や事業者の方々の移住、参入を積極的に支援してまいります。

令和6年度は、双葉町復興まちづくり計画（第三次）の折り返し地点に当たることから、各種事業の実施状況の進捗を検証するとともに、避難指示解除後5年以内に行う基本施策として、「Ⅰ 生活環境」、「Ⅱ 産業・エネルギー」、「Ⅲ 医療・健康・福祉・介護」、「Ⅳ 教育・子育て・歴史・伝統・文化」、「Ⅴ きずな・結びつき」の5つの分野について集中的に実施してまいります。

町の復興の基本となるのは、やはり居住人口の増加であります。特に町民や地元業者の町内への帰還の促進や双葉町に関心を持っていただいている方々の移住や、事業者の方々の参入を積極的に支援し、居住人口の増加につながる施策をより一層積極的に進めてまいります。

それでは、これらの考えを基に、令和6年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。

まず、「Ⅰ 生活環境」についてであります。現在、双葉町内に約100名の町民が生活しておりますが、JR双葉駅西に双葉町に帰還する人や移住する人の受皿となる住む拠点として、災害公営住宅、再生賃貸住宅86戸の整備を進めており、本年5月末には残りの47戸の住宅が完成することから、居住

人口の増加が期待されます。

生活関連施設としては、昨年8月に産業交流センター内にコンビニエンスストアがオープンしたところであります。また、駅周辺に公設商業施設の整備を進めており、役場庁舎北側にスーパーをはじめ町体育館跡地に飲食店3店舗の事業者が決まり、現在建物の設計を進めており、令和6年度には工事に着手し、令和7年度にオープンする予定となっております。

住む拠点以外に住宅の新築並びにリフォーム等により双葉町に帰還、移住する人のための支援についてではありますが、来訪者や移住を検討されている方々等に向けた情報を発信するため、復興支援員を配置するとともに、新たな関係人口創出のために狙いを絞った情報発信やシンポジウムを開催してまいります。

また、移住定住対策については、空き家・空き地バンクを設置、活用するとともに、移住定住者を受け入れる体制整備を強化してまいります。県外から移住される方々が住宅を取得、リフォームに要する経費の支援を行ってまいります。

町民の皆さんが帰還するための支援策としては、帰還に当たっての各種支援制度や留意事項などを記載した「帰町のしおり」を引き続き作成し、各世帯に配布することにより、町民の皆さんの帰還意識を醸成してまいります。

また、長期にわたって維持管理できていなかった住宅の清掃費や帰還に伴う移転費用の一部を引き続き補助してまいります。

帰還促進住宅確保支援事業として、帰還する町民の皆さんの個人住宅の新築、修繕や中古住宅を取得する費用の一部を補助し、多くの町民の皆さんの帰還を支援してまいります。

インフラの整備・復旧としては、先に認定を受けた特定帰還居住区域の先行除染の進捗状況を踏まえ、同区域の震災で被災した町道を復旧させるため、測量設計を実施してまいります。

防犯・防火・防災体制の強化については、昨年、双葉町消防団第1分団、第2分団の屯所が完成するとともに、10月にはJR双葉駅前において震災後初めて町内で双葉町消防団秋季検閲式を行い、地域の防火、防災体制が一層強化されています。さらに、双葉町内一円の防犯・防災のため、365日24時間体制でパトロールを継続実施してまいります。

また、引き続き避難指示解除区域内及び特別通過交通制度の適用道路沿線の既存防犯灯の復旧及び新設を行い、夜間における住民の安全確保及び犯罪被害の未然防止を図ってまいります。

次に、「Ⅱ 産業・エネルギー」についてではありますが、働く拠点としての中野地区復興産業拠点では、昨年の4月に浅野燃糸株式会社双葉事業所がグランドオープンし、6月には温浴施設と食事処を兼ねた「さくらの里双葉」がオープン。10月には大和ライフネクスト株式会社、12月には東日本ロハス株式会社、また本年2月には株式会社エイブルとの企業立地協定を締結しました。現在23件の企業と企業立地協定を締結しており、そのうち18社が操業を開始しております。なお、中野地区復興産業拠点整備に係る基盤整備工事は令和8年度まで予定しております。

営農再開については、現在、町内の6地区において除染後農地の保全管理を行っていますが、国の補助金による保全管理が原則令和6年度で終了することから、令和7年度以降の営農再開に向けて取り組んでまいります。

まず、営農再開するには担い手の確保が重要であります。担い手としては、地域の農業者による生産組織の設立や農業法人による新規参入などがありますが、町としては、まず地域の農地は地域で守るという観点から、地域の農地を誰が、どの農地で、何を作付していくのかを示した地域計画を地域の皆さんの話し合いの下、策定し、各地域の営農の方向性を示してまいります。

現在、下羽鳥地区や中野地区において除染後農地の一部で管理耕作によりブロッコリーを栽培しておりますが、水稻についても摂取制限や出荷制限の解除に向けて、下羽鳥地区に続き、三字地区内及び上羽鳥地区内において試験栽培を予定しております。

さらに、営農再開に向けた取組としては、上羽鳥地区において基盤整備促進事業を施行するための測量設計を行うとともに、中田地区においては、中玉トマトの養液栽培施設を整備するため施設用地を取得し、造成のための測量設計を行ってまいります。また、これからの営農に対応するためには、土地改良事業が欠かすことができない条件であることから、地権者の理解を得ながら事業の推進に努めてまいります。

さらに、災害対策としてのため池の水管理や、営農再開に向けて用排水路等の補修工事を行うとともに、農作物や農業用施設に被害を及ぼしているイノシシ等の捕獲を強化し、町内で増加しているニホンザルの行動域モニタリング等を行い、被害を未然に防止するため、今後策定する管理事業実施計画により対策を講じてまいります。

「Ⅲ 医療・健康・福祉・介護」についてであります。昨年2月には双葉町診療所が落成し、診療を開始しました。また、11月からオンライン服薬指導実証事業を開始しております。さらに、令和6年度には第1、第3水曜日が追加となり、隔週では週4日の診療が可能となるよう予算を計上しております。

町民の皆さんの健康に関しては、例年どおり総合健診を実施するとともに、町民の皆さんが健診実施機関へ健診予約ができるようコールセンターやウェブ予約ができるようにしてまいります。さらに、各種感染症に係る予防接種を行うとともに、新型コロナウイルス感染症については、高齢者を対象として定期接種を継続してまいります。

また、駅西地区に町民の皆さんの帰還促進と福祉環境の向上を図るための福祉・交流施設を整備するため基本計画を策定してまいります。

「Ⅳ 教育・子育て・歴史・伝統・文化」についてであります。学校教育については、避難指示後、行政機能をいわき市に移した際には同市に仮設校舎を設置し、幼稚園、小中学校の教育を行っているところですが、双葉町の復興と町内での学校再開は切り離すことができません。そのため、昨年5月に学校設置検討委員会を設置し、教育の在り方や町内での学校再開時期等について検討を進め、

3月末には教育基本構想がまとまります。令和6年度も、引き続き町内での学校再開を検討するため、学校設置検討委員会を継続するとともに、教育施設整備の基本計画を策定してまいります。

こども計画については、令和5年度に行った基礎調査を踏まえ、少子化に対処するための施策や子ども・若者の健やかな成長に資する社会環境の整備や子どもの貧困対策に関する施策を盛り込んだ第1期双葉町こども計画を策定してまいります。

また、町内居住者の区域外就園に対する補助をしてまいります。さらに、出産と子育てを応援するため、国及び県の交付金を活用して経済的支援を行ってまいります。

歴史、伝統、文化については、神楽、相馬流れ山踊りなどの民俗芸能を伝承、保存するため、引き続き補助をしてまいります。

国指定史跡清戸迫横穴については、適正な保存、活用に向けて専門家の指導を受けながら活用計画を策定してまいります。また、町内の歴史的建造物である登録有形文化財である旧田中医院レンガ蔵を保存活用するため、整備してまいります。

さらに、特定帰還居住区域の建物解体が進むことで消失の懸念があることから、民家に保管されている地域の歴史や文化を伝える貴重な資料となる古文書等について、筑波大学の協力を得て被災家屋からのレスキューを継続的に行い、修復、保存を行うとともに、同大学と連携して被災経験の記憶、記録の保存を継続し、中間報告に向けた資料作成に着手いたします。

「V きずな・結びつき」についてであります。東日本大震災と原発事故により全国に避難している町民に対し、様々な情報を発信するため、「広報ふたば」や「広報ふたばダイジェスト版」を制作するとともに、町公式ホームページやFMいわきを活用し、広報活動を行ってまいります。

また、スマートフォンやタブレット端末にインストールして使用するふたばアプリの運用保守業務を委託するとともに、町民の方々へのふたばアプリの利用の方法を啓発しながら、町民相互のコミュニティの形成を図ってまいります。さらに、映像制作、情報発信、コミュニティ支援のため、復興支援員を配置してまいります。

交流・関係人口の創出については、中野地区には福島県の東日本大震災・原子力災害伝承館があり、多くの方々を訪れる施設となっております。多くの町民の方々は双葉の海への思いがとても強く、楽しい思い出の詰まった場所である中野地区にアクティビティエリアとしての整備を検討してまいります。

また、令和7年度には復興祈念公園や大和ライフネクスト株式会社のカンファレンスホテルが完成予定であり、今後ますますの交流人口拡大に向けた動きが加速すると期待しております。

以上、現在までの復興まちづくり計画の取組と成果、並びに令和6年度の町政に臨む私の所信の一端と町政の基本方針を述べましたが、町政運営に当たりましては、引き続き議会並びに町民の皆さんとの対話を重視するとともに、双葉町復興まちづくり計画（第三次）で示された具体的な施策の実現に向けて、職員一同全力で取り組んでまいります。議員各位並びに町民の皆さんの一層のご理解とご

協力を賜りますようお願いいたします。

以上、申し述べまして、令和6年度における施政の方針といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで令和6年度施政方針を終わります。

◎請願の委員会付託

○議長（伊藤哲雄君） 日程第35、請願の委員会付託を行います。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時11分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和6年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年3月6日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

5番 菅 野 博 紀 君

1番 山 根 辰 洋 君

6番 岩 本 久 人 君

2番 小 川 貴 永 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
総務課長兼 コミュニティセンター 秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼 産業交流センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	土屋美香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号5番、通告順位1番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

1番、原子力損害賠償について。原子力損害賠償紛争審査会より中間指針第5次追補が示され、東京電力において追加の賠償手続が続いていますが、賠償額が一律なのは民主主義の日本ではおかしいと思います。

土地の賠償についても、国が示した中間貯蔵施設用地の金額と東京電力が示した金額とでは、相当な違いがあるところもあります。

この金額の違いを町は把握していたのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおただしですが、原子力損害賠償における財物賠償の考え方につきましては、東京電力ホールディングス株式会社が示している「時価相当額の算定方式」によれば、宅地の場合、事故発生日時点の時価相当額は、定型評価として、平成22年度の固定資産税評価額を基に、土地係数1.43を乗じた金額とする算定方法が示されております。

なお、課税地目が宅地以外の土地を宅地として利用していることを申し出たものの、その利用実態及び宅地として利用されている面積が、証憑など確認できない場合は、現地調査にて宅地面積と宅地単価を確認し、時価相当額を算定できるとされております。

また、一般の田畑の賠償額については、東京電力株式会社福島復興本社が平成25年11月29日付で示した「田畑に係る財物賠償に関するご請求手続の開始について」によれば、状況類似地区区分ごとに、公益社団法人福島県不動産鑑定士協会の調査結果に基づく時価相当額に、避難指示期間割合及び持分を乗じて算出され、さらに田畑の賠償に関する請求のための諸費用として、定額1万円を、1請求者当たり1回に限り加算されることとなっております。

宅地・田畑以外の土地に関する財物賠償については、東京電力株式会社復興本社が平成26年9月18日付で示した「宅地・田畑以外の土地及び立木に係る財物賠償について」において、例えば山林原野等の土地は、状況類似地区ごとに設定された単価を基に算定した時価相当額に、避難指示期間割合及び持分を乗じて算出され、さらに諸費用を加算して賠償額とする旨記載されております。

一方、国が示した中間貯蔵施設用地の補償の算定につきましては、国との補償契約等を締結した時点の不動産鑑定評価額を基準とし、その基準となる評価額に修正率を乗じて算出しております。

具体的な算出方法は、原発事故がなかった場合の「土地の標準価格」に、原発事故及び震災による減価率である「原発事故等格差修正率」と土地の交通条件等に左右される「個別格差修正率」を乗じて求めております。この2つの修正率は、平成26年以降、環境省が毎年行っている町内地の不動産鑑定評価を基準としております。

なお、国の算出方法で算定した価格と原発事故がなかった場合の土地の価格に金額の差が生じていることを鑑み、地権者支援を行うため、中間貯蔵施設地権者支援事業給付金の給付を行うこととしております。

このように、土地の賠償額と中間貯蔵施設用地の金額に違いがあることについては、町は把握しております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。1つ目というか、これでは2つ質問しているのですけれども、賠償額が一律というのは、東京電力さんの会社自体の給料というのは、社長から平社員までみんな給料は一緒なのかと。賠償しているほうが、自分たちは違うけれども、やっているほうは、それはおまえ、ちょっと我慢しろよと言っているようにしか僕には思えません。だから、それを指示している原子力損害賠償紛争審査会の委員の方々も、これはちょっとおかしいのかな。ぜひ双葉町に来てもらって説明をしてもらいたい。

払い過ぎたとかなんとかと言う前に、自分たちは、例えば大学の先生、弁護士、そこの事務所の方、みんな給料が一緒だったらいいです。自分たちは違うくせに、我々だけ一緒というのはおかしくないですか。自分たちは民主主義、こっちは社会主義ですか。そうしたら、僕らも、税金も全部一律、みんな一緒にしてもらったほうがいいと思うのです。そういうことですよね。

これが国民の権利だと思うし、そこら辺、おかしいことはおかしいと町長、言ってほしいし、立場があって言えないのであれば、ぜひ連れてきてもらえば、費用弁償とか、そういうのも国から出て、

我々の税金から出ているわけです。それで、大学の先生、補助金もらっているだけの先生が、平等に見られますかということです。それで、払い過ぎたというのだったら、自分たちだったら我慢できるのかというのもすごく不思議で、以前もらった議会の町長の答弁で、払い過ぎだという委員さんもいるということなので、ぜひともそういうふうに陰で言わないで、我々の目の前で言えるように、出てきていただきたい。

あと、紛争審査会も、町長、はっきり言うと、双葉町の資料ではないですけれども、双葉町の資料も6月までには何とかしたいと思うのですけれども、例えば東京電力の賠償で、地目というのは26項目なのです、国が定めた地目というのは。東電が勝手につくっている地目もあるというのはご存じなのかなというのを一つお聞きしたいのです。28項目か26項目なのです。だから、それによって金額も違うし……。

それとあと、賠償額も違うし、例えば公共事業の、この前、中間貯蔵というのは公共事業だと思うのですけれども、町側でも県を通じてお金もらったやつで半分出していますよね。その金額を全部合わせると、ひどいところだと数十倍違うのです。これを資料で示すのには、やっぱり双葉のやつがいいと思うので、次回までには示させてもらいたいと思いますけれども、地目もうそ、勝手につくっていると、そういうのもあるのです。こういうものを紛争審査会で全然指摘もしていない。それで、ましてや東京電力のやりたい放題ではないですか。

算定の仕方というのは、話し合いだと思うのです。土地の値段と話し合い。交渉に入ると、全損賠償しても、物はあるのに全損賠償というのは何ですかとなる。全損賠償というのは、例えば土地であれば、ダムとか、本当にもう使えなくなったところで、再取得価格ですよ。家もみんなそうですよね。そういうものにもかかわらず、後出しじゃんけんのように、払って、そういうふうに言っているもの自体が僕はおかしいと思うのです。金額の違いも、みんな、私は双葉の議員だから、双葉のことしか言えないので、あれですけれども、こういうふざけた話をしていて、ばかにされているようにしか見えないのです。

変な話、地目を言いますけれども、資材置場という地目は国の示す地目ではありませんから。そこら辺も町長は分かっていたのか、ちょっとお答えしてもらっていいですか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

まず、何点かあって、全てお答えできているかどうか分かりませんが、まず賠償と補償というものの差、それに関して、同一でないのはおかしいと。片や国で判断した補償、東京電力の賠償に関しては、しっかりと公平性を保っていないというふうなおただしが1点あったと思います。

あと、東電社長と社員の給料が違ふと。それは、ある意味、そのことに関しては、例えばうちの町に関しまして、私は町長で特別職、町長報酬と副町長、教育長、それぞれ違います。それは、各会社とか各組織によって、報酬、給料に関しては、その額が違ふというのは、決して不公平性だということ

とではないと思いますので、そこは発言された趣旨がちょっと理解しかねるので、そこは違うと思います。

あと、原賠審のいわゆる賠償について、払い過ぎだったという話。これは間違いなく、何年前か前、はっきり何年前ということは、ちょっと今ここで私は、間違いなお答えができる自信がないので、何年前という話はしませんけれども、間違いなく原賠審の内田会長が、被災者、いわゆる避難をした人たちに対する賠償の額に関して、払い過ぎだったという発言は間違いなくありました。原賠審の委員の中から、そういうふうな発言があったということを間違いなく話をしております。その当時、その時に私と当時議長、佐々木さんと、非常に憤慨をして、何を言っているのだということで、かなり強硬にその発言の是正、訂正を求めた経緯があります。そのことに関しては、訂正もなく、今まで来ていると。

一方では、一昨年12月に、福島原子力の賠償の原告団の方たちが勝訴をしたということで、賠償の見直しはなされました。これも事実であります。そこに関しましては、町としまして即座に、議会と連名で、その原告団の人たちだけではなくて、町民全て、いわゆる被災者や全てに関して、水平展開を出るようというふうな動きを、双葉町と双葉町議会は即座に展開しております。その後、郡内の町村会であったり、県の動きであったり、そこに連動して、そういうふうな動きをしたことによって水平展開がされたというふうに私は思っております。そういったことで、いろいろな動きがあったと。

補償と賠償の部分でちょっと言わせていただきますけれども、東京電力の賠償に関して、先ほど答弁で申し上げておりますけれども、まず簡単に言うと、違いをちょっとお話しさせていただきたいと思っております。東京電力の賠償に関しては、いわゆる我々の町、双葉町に住んでいる、人によって賠償の格差はありましたけれども、帰還困難区域であったり、避難指示解除準備区域であったり、双葉町は2つの判定をされております。96%が帰還困難区域、4%が避難指示解除準備区域、その部分で賠償の差があったというふうに自覚しております。ただ、一方では、帰還困難区域に関しては、全損賠償、いわゆるそういうふうな判断であったというふうに考えております。

東京電力以外の中間貯蔵施設の補償、いわゆるその地権者に対する補償ということに関しては、国はいわゆる買上げか賃借、借地、そういうふうな最終的にはなりました。買上げの人たちのいわゆる補償額と、我々の受けた賠償額の格差ということを恐らく菅野議員はお話をされているのだと思います。

こちらに関して違うのは、我々の賠償に関しては、例えば中野地区の復興産業拠点の土地ありますね。あそこも賠償は出ています。避難指示解除準備区域ですけれども、あそこも賠償は出ています。しかしながら、その用地、津波被災地の用地を、町として一団地事業で約50ヘクタール買い上げました。それを買い上げた、その土地を、さらにまたいわゆる補償として出しているわけです。

中間貯蔵施設の用地、これの補償に関しましては、あれはもう買上げと借り上げの2つなので、ま

ず最初に補償があると、その後賠償とか何かというものとは違って、それで終わりのわけです。ですから、我々が受けている中間貯蔵施設以外の土地に関しては、賠償と補償と可能だということです。

駅の西側の住宅、災害公営住宅と再生賃貸住宅、こちらも、その地権者の皆さんには賠償は当然行っています。賠償は行っていますけれども、その後の用地の補償に関しては、その補償も受け取っています。ですから、補償のほうが先に行ってしまうと、補償の場合は、それでもう終了してしまうわけです。賠償の場合は、その後まだ権限権利が生きているので、それを売り買いすることは可能だということなので、補償と賠償に関しての性質、考え方は本来違うというふうに我々は思っています。そういったことで、その部分は、国と東電の対応が違うとかということとは、当てはまらないというふうに考えています。

あと、土地の……先ほど議員から、26と28という数字が出ましたけれども、それに関しては、今答えるべきがありませんので、後ほどしっかりと調べて議員に説明をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 考え方なのですが、例えば売った人はいいです、今後、将来、みんなが。相続というものがありますよね。売れない人は、ではどうするのですか。その土地の全損賠償というのは、ある物を、まだあるのです、まだ全損ではないです。こんなのはへ理屈です。町長ではないです。

あと、東電としたら、理屈言っているようにしか思えないです。売れた人はいいのです。今、双葉の町民の方ですごく困っているのは、このまま名義を残したら、税金がかかったらどうしようと。子供、孫、そういうことも考えてみんな悩んでいるのに、勝手な金額、それは押し買いですよ。押し買いとは言わないか。賠償だって、納得せざるを得ない状況をつくったわけです。では、その売れなかった人たちはどうなのですかということになります。

あと、さっき言った町長、副町長が給料が違うというのは、賠償する側、決める側の人たちも、みんな給料が一緒なのでしょうというの。みんなのこと、僕ら賠償をされる側が、生まれた赤ちゃんからおじいちゃんまで、みんな同じ10万円とか。だったら、その会社だって、言っている人だって、同じ一律な給料ではないとおかしいではないですか。自分たちは、ちゃんと差別したものに対して、実績とか経験とか、そういうもので給料をもらっていて、人に言うときには、みんな同じというのはおかしいということを僕は言っているのです。

あと、もう一つ言わせてもらえれば、この賠償額というのは、土地に対してのことは、28か26というのは、項目なのです。どっちかなのです。すみません。僕の記憶が、資料を今日忘れてしまって持っていないのですが、国が出している法令上で決まっている地目というのが、26項目か28項目とあるのです。墓地とか雑種地とか宅地とか、原野とか山林とか、いろいろあるのですが、その中に、東電が賠償している中の資料の中で、資材置場というものが出てきているのです。それは項目上ありません。だけれども、町で調べると、そこは雑種地になっているのです。雑種地を2つに分

けたりとか。多分もっと調べれば、違うものが出てくると思うのです。

それで、売り買いするときには、雑種地も実際は値段はあります。宅地並み課税とか、そういうものもあるから、それは分かります、掛けるのは。だけれども、雑種地は雑種地で全部と一緒にしないで。何で東電に分ける権利があるのですか。法令上でやっているのに、そういうところを見ていない紛争審査会の意味がなくなる。どういうことなのだと。それを含めて呼んでくださいと。呼びたい、話がしたいと。

町長、一番最初に言った、給料の話、受け止め方が、今理解してもらったと思うのですけれども、自分の立場が、例えば給料が違うよとかなんとかというのだったら分かりますけれども。

この前出したやつでも、実際には裁判やった方とやらない方の金額が違うのです。何やったからといって、それだって普通は金額は違うはずなのです。だけれども、一律賠償みたいになっているのが、民主主義としてはすごくおかしいことで、これからの裁判事例、いろんな意味で、こういうふうに一律賠償というのが通じるのだったら、どういう場合は通じるの、被害者が多かつたらなの、ということなのです。

あと、文部科学省が所管しているときに、一番最初、町長、議員の時、多分町長もお聞きになっていると思いますけれども、私は問い合わせました、文部科学省に。多くの被害者がいるので、一律に賠償させてもらって、あと落ち着いたときに、ちゃんとした賠償を始めるようにするようにするということで紛争審査会ができたと思います。そういう説明を受けました。法律が変わるとかなんとかで、何でも好き放題やられるのは、これは本当に被害者としては大変です。国は約束を破った。

それで、車の事故を算定のあれにしていますよね。それも、その当時は13万幾らです、1か月。何で13万数千円ではないのですかと言ったら、払い過ぎないように、ちゃんとした賠償をするために、ちょっと下げた額で、戻すようなことがないようなという説明も受けました。

ところが、10年もたつと、ころっと変わって、紛争審査委員の方たちは、払い過ぎだって、どういうことなの。それにつながれば、逆に言うと給料もみんな一緒なのですかと、払うほうも、決めているほうも一緒なのだから。東京電力だって、では逆に言えば、みんなが給料が一緒でなくてはおかしいではないですか。紛争審査会の人たちだって、みんないろんな大学とか弁護士の先生とかいますけれども、弁護士事務所の給料は、事務員から何から全部一緒なのですかということでは言わせてもらったのです。では、何でその発言について、決めている人たちが、逆に人のことはみんな一緒でどうなのと。

裁判もそうではないですか。この裁判官も、裁判官もその職員は全部一緒なのと。変な動きがいっぱいあって、それに乗らされている僕たちはどういうふうなのですかと。頑張って給料をかせいだり、経験積んで給料をかせいだり、あと障がいとか、今の裁判であれば、何年生きるとか、仕事によって全然違うのです、賠償額というのは。それを全部覆した裁判結果なのです。僕は納得いかないのです、逆に言えば、ではそういうのは関係なく、一律な税金でいいのかと。

一律なことを何ぼやっても、税金は全然違うように取られる。国がつくった紛争審査会みたいな、適当なことを言うような人たち、世の中からは、世間一般論からはちょっと外れていると思うのです。これの中身を全部普通の人に言ってもらえれば、世間体というか、一般論にはならないと思うので、そういうことなので、それを含めてちょっとお答えしてもらいたいのと、これは多分まだまだ議論しなくてはならないので、次の6月でもさせてもらいたいし、もちろんこの賠償の根本を変えるだけのネタではなくて何と言うのだろう、そういうものになっていくのかなと思うのです。

そういうふうに町としても関わらないと、町民を守るあれにもならないし、このままで行けば、本当に双葉町町民は日本の国に国民として扱われていないという結果になるのかなと思うので、それを含めて町長のご答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

まず、今お話しの大部分の中身に関しましては、賠償のことだと思います。まず、いわゆる避難して、住民1人頭1か月10万円の考え方、これは交通事故で、1日4,000円の30日で計算すると12万幾らかになると。それを端数を切って、月10万円という考え方ですよね。一昨年12月に損害賠償の原告団の皆さんが勝ち取ったのは、その部分で、平成29年までだったのが平成30年まで、たしか1年延びたのですよね。そこの部分で皆さんに水平展開をして、賠償を東京電力のほうから払ってもらうような形にしたと。

この一月10万円という考え方そのものが、まず大体にして取りあえずという話だったというふうに私も認識しています。この賠償そのものの基準が、いわゆる最低限だと。なので、しっかりと折に触れて見直しをかけていくと。現在第5次追補まで来ているわけです。それが、我々が納得するような賠償の対応になっているかという、なっていないと。ですので、町としても、被災をした、被害を受けた町民の人、住民の人たちが、それぞれ違うわけです。ベースになるものは一緒なのですが、でも被害の状況、実情というのは、それぞれ個別案件という言い方をしていますけれども、そういったものがあるということは、簡単に言うと、そのベース、プラスアルファで賠償というのは加算をしていかなければならないというのが基本的な考え方です。ところが、残念ながら、そういうふうに原賠審の考え方としてはうたっていながらも、されていないというのが現状です。

双葉町としては、当然そういうふうなことに納得をしているわけではありませんから、最低基準ですから、見直し、見直しということで、毎年原賠審には現地視察に来ていただきたい。直接我々の話を聞いて、被害実情、実態に合った賠償ということで、毎回申入れをさせてもらっています。

一番我々としてまず納得がいかないのは、今回平成30年まで1年間延びましたけれども、では双葉町はどうかと。双葉町そのものは、避難指示解除が、まずこの駅を中心とした特定復興再生拠点区域は、令和4年8月30日です。ですから、双葉町そのものがまず一番先にやらなくてはならないのは、平成30年ではなくて、令和4年8月30日までは最低限、そのベースになる賠償というのは延長し

なければおかしいでしょうということを言っているわけです。

これも東京電力の小早川社長のほうには、当然要求をさせてもらっていますし、原賠審のほうにも、その旨は申し入れしております。これは最低限の話で、今後85%の帰還困難区域、いつ避難指示解除になるか、これはまだ分からないわけです。当然それは、またその時期に延長されるべきだと思っておりますし、そういう取組をまず最低限していきたいと。

個別案件に関しては、どうしても個別実情、個別実態というのは、我々もつかみ切れていないので、それに関しては、やはり東京電力としては、一人一人にしっかりと寄り添った対応をするということは何回も言っておりますから、それを貫徹していただきたい、そういうふう考えております。

町としてできること、できないことがありますけれども、まずやるべきことは、まず今双葉町が特定復興再生拠点区域の避難指示解除の令和4年8月30日、そこまではまず最低限のベースとして勝ち取ろうと、そういうふうな考えで、町そのものも行動させていただいております。

地目の26、28という話がありましたけれども、そこに関して根拠が、しっかりと町として把握しているわけではありませんので、しっかりその根拠も含めて調べさせていただいて、後ほど菅野議員に直接お示ししたいと思います。今議会中にできるのであれば、今議会中に全員協議会の中で示していきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町としても、町民の賠償、補償等にはもっと、もっと関わってもらいたいと思えます。

では、2番に入ります。東京電力ホールディングスの事故対応とALPS処理水の海洋放出について。福島第一原子力発電所事故から13年がたとうとしていますが、廃炉作業において度々事故があり、当町の復興の妨げになっていると思えます。

昨年、ALPS処理水の海洋放出が、反対の声が多いにもかかわらず開始されました。町として町民の声を聞くべきであったと思えますが、町長の考えをお伺いいたします。

また、海洋放出から1年もたたないのに2件の事故がありました。事故対応があまりにも無責任に思えます。

このようなことから放出する処理水に対して責任を持ってもらうため、当町独自の法定外目的税の創設の検討をすべきと思えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、東京電力ホールディングスの事故対応とALPS処理水の海洋放出について。東京電力ホールディングスの事故対応とALPS処理水の海洋放出についてのおたただしですが、ALPS処理水の海洋放出については、4回目の放出が実施されているところであり、過去3回の放出を含め、現時点でいずれも海域モニタリングの結果等に異常がなかったことを報告いただいております。

ます。

今年1月4日に、東京電力の小早川社長に対して、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じるとともに、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合、さらには町及び町民に風評被害が発生した場合には、迅速かつ確実に放出を停止するよう申入れを行いました。

一方で、昨年10月に発生した増設ALPS配管洗浄作業における作業員の身体汚染や、先月の放射性物質を含む水の漏出事案など、作業手順や基本動作の不徹底が原因とされるトラブルが発生している状況は、誠に遺憾であり、安全対策が欠如していると言わざるを得ないと考えております。

東京電力に対しては、安全性の欠如によるトラブルやヒューマンエラー等が発生しないよう、万全を期することはもとより、町民に不信感を与えて帰還意欲を低下させたり、ひいては町の復興の妨げにならないよう、緊張感を保って、最後まで責任を持って万全な対策を講じるよう、引き続き強く申し入れてまいります。

また、国に対しては、廃炉作業やALPS処理水の海洋放出が安全かつ着実に実施されるよう、国が前面に立ち、最後まで責任を持って、地元寄り添いながら、万全な対策を講じるとともに、東京電力に対して監督・指導を徹底するよう求めているところです。

今後も廃炉作業の監視をはじめ国の要望や東京電力への申入れなど、地元町長としてしっかり対応してまいります。

次に、放出する処理水に対しての責任を持ってもらうため、町独自の法定外目的税の創設を検討すべきとご指摘ですが、東京電力に対しては、繰り返しになりますが、緊張感を保ち、最後まで責任を持って万全な対策を講じるよう強く申し入れてまいりますので、法定外目的税の創設については検討はしておりません。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 国、東京電力、町長は本当に責任を持ってやっていると思いますか。国は、説明に来たら、質問をしても、答えを持ってこないですよ。東京電力も全くそのとおりです。あれだけ安全にやりますよと言った海洋放出。1年もたたないのに2件。2件目は、今、手順に法令違反があったのではないかと規制委員会からのニュースがありました。内容は分かりませんが、それにもかかわらず、説明をさせてくれ。要は、東電の一番悪いところは、説明すれば理解してもらったと。

それで、国が責任を持って、東京電力は責任を持って海洋放出は大丈夫ですよ、風評被害もちゃんとやりますよと言っていますけれども、国として認めていない国があるのです。その対応はどこがやっていますか。東電はやっていないです。国です、国。ということは、我々の税金の中からやっているのです。ましてや疫学調査も何もやっていないです。どういう影響が出るかという結果が出ていないです。数字的とか、そういうもので計り知れないものなのです。要はパンドラの箱です。パンドラの箱を開けて、使えるようになったかもしれないけれども、その影響はどこにも事例がないのです。

原爆の被爆というのがありますよね。あれが近く当てはまりますけれども、あれの根拠もないのです。実際私も二世です。

放射能は、1回入って出ていくから、誰がやったか分からないというのが一番始末が悪い。それを、大丈夫です、大丈夫ですと言って、ましてやこの前、町が帰還に対する説明をしているときに、2件目の事故が起きたのです。これは風評被害ではないですか。町民、子供がいる方だとか、そういう方は、考え直し、判断できないときに判断させられるような材料を持ってくるのです。

それで、今町は、税金のことにすれば、町は今交付金で何とかなっているような町です。いつ切られるか分からない。こういうふうな状態にしたのは誰なのですか。誰ですかというふうになったときに、分かりますよね。自分の会社は、ちゃんと利益を上げてやっています。だけれども、こちら辺にあった中小企業、個人営業者は半分以上潰れています。それは、町の税金という、町民税という母体を壊しているのです。ましてや双葉町にある5、6号機、爆発も何もしていません。それなのにもかかわらず、高レベル廃棄物、建物、個体廃棄物建屋、事故後双葉側に建てましたよね。町をまたいでうちの町に持ってきているのです。今回、水の保管、うちの町ではないです。わざわざ双葉側に持ってきて放出しているのです。

前に、ドラム缶にも税金を掛けましょうというのは、僕が議員になる前に、事故前に議論がありました。その当時は、法定外目的税の国からの許可は難しかったと思います。今は緩いのだから、やるべきだと思うのです。町も独自の、ちゃんとした交付金と言え、国からもったり、県からもったりすると、ひもつきではないですか。簡単にひもつきと、ちゃんと言わなくてはならないのは、ひもつきというか、目的ありますよね。何にでも使えるわけではないのです。であれば、町民の今の避難生活をちゃんとするためにも、町独自の政策をつくるためにも、財源が必要だと思うのです。それであれば、原因者に税金を掛けて何が悪いのですか、と僕は思うのです。ましてやその保管とか、その発生したものは、双葉側で発生したものではないです。

変な話、水1リットルに対して100円掛けてやると、もらい過ぎというか、町の財政は一気に変わります。将来にためるお金も考えて、1リッターに対して10円でもいいし、要は我々双葉町のほうは協力して、風評被害と言われる様な、双葉の人間だとか、そういうのを言われ続けてきているのです。町民は非常に迷惑しています。やっぱり町としてそういう方々にちゃんとした住民サービスができるようにしてほしい。

今学校のお金とか、そういうのもみんな見ていますけれども、それはあくまでも交付金。町独自のお金でできるような、ここから30年、40年かかるのであれば、安定的財源になるのです。後世に残せる双葉町をつくるのであれば、こういう面で税金を検討しなくてはならないし、やらなくてはならないと思うのですけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の目的税の考え方は、私も理解しているつもりです。ただし、この

取組というか、この考え方が国やいろいろなところと交渉してできるかということ、これはなかなか我々も考えていなかったわけではありませんし、考えておりました。これはちょっと厳しいだろうと。では、そのほかのものとして何ができるかということで今検討はしております。

先ほど来、東京電力のALPS処理水の海洋放出後、2回事故があったと。これは承知しております。ただし、切り分けて考えることによりますと、3回目、今4回目が始まっています。その流したALPS処理水が海洋汚染しているかということ、それはなっていない。実際にモニタリングをして、そのものに関しては健全性は保っていると。ただ、その前の部分で2回事故があつて、間違いなくこれはとんでもないことですし、あつてはならない事故だったというふうに認識しています。

その事故というのは何なのだろうと。私が思うのには、まさしくヒューマンエラーだと。そのヒューマンエラーを何度も、何度も東京電力のほうに、しっかりと管理監督をすることによって、ヒューマンエラーをなくすようにというふうな要求要望をしております。残念ながら、また今回もやってしまったと。その事故対策、いろいろ説明に来ますけれども、説明に来るよりも、起こらない取組をしてくれと、我々は言っています。

目的税、これは今の状況ではなかなか厳しいだろうと。では、何が今双葉町の、議員もご存じだと思いますけれども、我々議員になった当初、かなり双葉町の財政が厳しい状況だった。はっきり言うと、財政破綻寸前まで行きました。そういったものから、今の財政状況は、健全化に向けて今取り組んでおりますし、県内でも、最上位というわけではありませんけれども、真ん中以上にはなってきているというのは、数字ではしっかりとデータとして出ております。

その部分で、町が今後双葉町として存続していくために、さらには東京電力の犠牲になったままでということは考えておりませんし、東京電力のほうで、一番双葉町として、あえて固有名詞は言いませんけれども、隣町との財政力の差があつたというのは何だろうと。これはもう事業所だと、はっきり言えることだと思います。その是正を今後求めていかななくてはならないと。

今まで100・ゼロだったのを、それは応分に、五分五分とは言わないまでも、それに近いような対応を今後することによって、町民の皆さんには還元できるものが出てくるだろうと。そういったものを今後しっかりと取り組んでいくことによって、東京電力のほうにも、そういった判断をしてもらふような、具体的に取り組んでいくというふうにやっていきたいと思っております。

まずは、町民の人たちに、これだけご苦勞をかけて、東日本大震災から今年の3月で13年です。いまだに町に戻れない人、戻りたくても戻れない、戻らないと判断をした人、いろいろな人たちがおります。本来双葉町に住んで、双葉町で人生を全うすべき人たちが全うできない状況というのは、これは町として非常に残念なことですし、それを何とか改善していくためにどうするかということは、今後町としてしっかりと取り組んでいかななくてはならないことですので、議会の皆さんとしっかりと協力をしながら、双葉町の存続、さらには住民の皆さんにいろいろご不便をかけていることを、一歩ずつ確実に、着実に改善できるようにしていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、失礼ながら、きれいごとでは運営できないです、町は。国は、双葉町をどういうふうにしてきたのかということを考えてください。交付金運営というのは、国は汚い、一番分かっているらっしゃると思う。

中間貯蔵影響緩和基金、議会も入って、あれだけ話して、自由度の高い、自由度の高い、何にでも使えるお金、県を通じて半分以下になりましたよね、双葉町がもらったのは。しかも自由度の高い。本当に自由度が高いのだなと思ったら、ほとんどが目的基金ではないですか。何にでも町として、町民にでも何でも使えるお金というのは、町税なのです。

それで、事故も何とも気にしていないのです。あった場所から双葉町を経由して置いたりしているのだから、もらうのは当たり前なのです。難しいのではなくて、町長、国にも言えばいいではないですか、あなたらの言っていることは違うでしょうと。議会と一緒にやりましょう、全協でも何でも、言っていることが違うのだから、信用できないと。法律は変えるし。ころころ変えて、法律で明記します。法律変えられるところで言っても、そんなのは全然当てにならないので、やっぱり自力運営という意味では町税が一番なのです。

今、一般財源と言われる財源は、双葉町は結構あります。だけれども、からくりです。交付金で、要は基金積み立てて、何年か後に使えば一般財源になってしまう。本当の一般財源というのは幾らあるのですかと僕はよく聞きますよね。ほぼ、ほぼないのです、双葉町は。と言うと、長期的に言って5年後、10年後、10年後は見通せていないというのが実際のところですよ。15年後にはこの町はどうなるのだというのは、多分監査も見ていて分かると思うのですけれども、中身が今双葉の財政にはないのです。

本当はみんな気がついていてのに、みんなそれを耳を塞いだり、目を塞いだりして、日光の見猿、言わ猿、聞か猿、そんな感じでやったら、後世の人たちに迷惑がかかるのです。そこを考えてほしい。国が駄目なのではないです。俺たちがやられているのです。それで、企業も潰されているし、個人営業者も潰されているのです。元をただすのだから、結局はそういうふうにやってもらったほうがいい。

さっき言った1リットルに100円では、本当に財政がすごく豊かになります。10円でも何でもいいのです、1リッターに。そういう話を進めなかったら、双葉町の将来はなくなるし、双葉町の町民は大変です、これから。そこら辺ももうちょっと考えていただけると、検討だけというよりも、やらないよりも、やって駄目だったら、次の手を考える気になってもらえればうれしいなと思うのですけれども、もう一回だけ答弁を、時間もありますので、短めにお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 町が存続するために、一般財源、いわゆる財源の中で一番問題なく使いやすい基金というのは財政調整基金、これは双葉町ははっきり出していますけれども、他の自治体と比べて、隣の町はものすごく財政力のいい町がありますけれども、それ以外と遜色ない以上に財政調整基

金はあります。そのほか、いわゆる目的基金ということになってしまいますけれども、それも他の自治体に比べては、かなりの数は積み増ししております。ただ、問題は、議員おっしゃるように、目的基金なので、どうしても縛りがかかってしまうと。それをいかに変えていくか。

特に中間貯蔵等影響緩和交付金は、一般財源に近いようなというふうな最初の話でなったわけですが、残念ながら一般財源とは程遠いような目的基金になっておりますので、それは私が、関わった当時の首長の一人として、国にはしっかりと話をして、もう少し町で使う場合に緩やかにできるような交渉は今後もしていきますし、目的基金だけではなくて、財政の健全化に向けて、まだまだいろいろやっていきたい考えもありますし、そういった取組は今後もしていきます。

財政の状況をほかとどこを比べるかということを見ると、評価はそれぞれ変わってくるのかもしれませんが、少なくとも福島県59市町村の中では、決して悪いほうではないというふうに自覚しています。これは、皆さん、いろいろ町で公表しておりますから、調べていただければ分かると思います。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番の中間貯蔵施設について。町が把握している中間貯蔵施設の現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設についてのおたただしですが、初めに除去土壌等の搬入の進捗について、令和3年度末までに帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入がおおむね完了し、現在は主に特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入が進められており、特定帰還居住区域で発生する除去土壌等の搬入も本格化します。

詳細な搬入実績量については、今年度に搬入予定の約28万9,000立方メートルに対して、1月末時点でおよそ30万2,000立方メートルの搬入が完了したと報告を受けており、平成27年3月の搬入開始から、累計搬入量は約1,376万1,000立方メートルとなります。

なお、双葉町からは、これまで約44万8,000立方メートルが搬入されております。

搬入された除去土壌等は、土壌や可燃物などに分別されており、土壌については約1,177万立方メートルが土壌貯蔵施設に貯蔵されており、可燃物については、本年1月末時点で約54万6,000トンが仮設焼却施設により減容化処理されております。

これらの除去土壌や廃棄物については、町としては環境省に対し、2045年3月までの県外最終処分の実現と、それまでの間の安全な管理を確実にを行うよう、引き続き求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは何回も聞いていることで、まずパイロット搬入。いつから本格化搬入になるのか。これは、本当に国もみんなで大まましていたのですよね。

あと、条件。2つ目、条件。これをやるときに、道路整備もちゃんとしてからやるという条件がありました。それに関しては、まだ道路工事が続いている場所がある。

それで、3つ目、簡単に聞くと、また法律を変えて、2つ目の条件にも入るのですけれども、一番最初に言ったことは、入れたものは全部県外に出す。その条件も破られていますよね。公共事業で入れたものは全部県外に出すですから。明記していたとかなんとかと町長は言いますがけれども、それはもう違うのです。それこそ風評被害ですから。それも風評被害ですから。原因者が東京電力で、やったのは国ですから。

現在の状況よりも将来を見たときに、この財政もみんなそうですけれども、将来のことを言っているのです。将来これは本当にずっと残る風評被害なのです。公共事業に幾ら差があったから使おうよとか、そういうのではなくて、入れたものは県外に出すというのが条件で中間貯蔵は受けたのです。入れさせたのです。ましてやパイロット搬入で双葉町は、まずは試験搬入のままなので、本格搬入にならないままに、これだけのものを入れて、ちゃんと約束を守らない環境省。

例えば本当に出したのは、原因者がどこかという、使ったのは誰なの、電気を使ったところはどこなの、場所はどこなのというのまで行くと、あまり我々に関係ないものを最後まで残すという施策なのです。

県知事もおかしいです。あれだけ自分たちで言って、県外に出しますよと言ったのに、ころっと変わって、公共事業で使っている実績もあるわけです。汚染したものは、県外に出す。これは、話が変わっているのであれば、条件が違うので、逆に言えば、これは許すけれども、いろんな交渉のネタに使えると思うのです。そこら辺を考えてもらって、もうちょっと双葉町の将来を見た施策もしてほしいなと思うので、そこら辺ちょっとお答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、パイロット輸送、これは私の認識では、まだパイロット輸送だというふうに理解しています。というのは、288号線、これは搬入路です。その中で、まだ改良工事をやっておりますので、改良工事をしているということは、まだ本格になっているというふうな判断はできないと。これは、環境省のほうにも問合せをしますと、環境省もパイロットだというふうな話をしております。

あと、中間貯蔵施設の最終処分に関して、県外最終処分、これは法律で守っておりますし、我々は法律の場合は、結局その時、その時の政治家の先生方の判断によって、法律を変えてしまうということは可能なわけですから、そういったことをさせないために、双葉町の5平方キロメートルが用地ですけれども、そのうち25%、これは町有地です。原則的に、その25%の町有地は地上権設定をしております。

そういったことで、例えば2045年の時に、県外最終処分は厳しいですから、まだお願いしますという話は、その時にこの立場にいる、町長の立場にいる人間、また町民の皆さんが判断できる、いわゆ

る秘密兵器と言ったらおかしいですけども、拒否権があるわけですから、地上権ですから。そういったときに、その時、その時の町民の方またはその立場にある人たちがしっかりと判断をしていただければ、法律上そこに置けないというふうなことは明確でありますから、これはできると思っております。

ただし、具体的に、ではどこに、どういうふうに運ぶのだというものがしっかりと明記されていない、具体的に公表されていないというのは、今後、2045年といっても、あつという間にあと二十数年ですから、それをしっかりとスケジュール感、工程表を出してもらって判断をしてもらうと。

一方では、知事にも私、もし県外最終処分ができないということも、知事、考えなくてはならないのではないですかという話を実はしたことがあります。いや、伊澤さん、何言っているのだと。これは国との約束だから、間違いなく県外最終処分してもらうのだと。これは私たちの責任においてやっていかなくてはならないし、そういう考えで、私は一步もその考えにぶれることはないというふうにお言葉をいただいておりますので、まさに県外最終処分はできるものと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位2番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

（1番 山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君） おはようございます。議席番号1番、通告順位2番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1、町民の町内居住促進について。国では復興庁を中心に移住者促進政策が進められており、移住支援金や各種情報発信等、手厚く実施されているところかと思えます。

一方で、震災前より町に居住していた町民に対する帰還促進施策は少ないように感じています。

当町においては、13年以上の長期避難により、町内への居住を戻すことはハードルが高く、先の移住者と同様の支援の在り方についても検討の余地があると思えます。

避難されている町民への定期的な情報提供や帰町支援策について、検討されていることがあるのかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、町民の町内居住促進について。町民の町内居住促進についてのおたただしですが、町では現在まで帰還される町民の方に対する施策として、長期間にわたる維持管理ができず、汚損等の被害を受けた町内に所在する住宅の清掃に要する経費の一部を補助する住宅清掃費補助金や、帰還に伴う移転費用の一部を補助するふるさと帰還等支援事業補助金、また個人住宅の再建を支援するため、再建工事に要する経費に対し補助する住宅再建支援事業補助金などの支援を展開してまいりました。

一方、昨今の世界情勢に起因する建築資材費の高騰などの要因もあり、議員ご指摘のとおり、帰還をお考えの町民の皆様が、ご自宅を再建し、町内へ帰還することへのハードルが高くなっていることは認識しております。

このような状況に鑑み、従来、ご自宅の修繕に要する費用のみ対象としていた住宅再建支援事業補助金の対象範囲を広げ、新築取得及び中古取得した家屋に対しても補助対象とした「帰還促進住宅支援事業補助金」を令和6年度当初予算案として本定例会に上程させていただきました。

また、定期的な情報提供として、町広報紙やホームページなど媒体を活用し、制度周知などに努めます。

帰還を考える町民の方が、できる限り障壁なく町へお戻りいただけるよう、住宅再建の支援に取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問させていただきます。

まず、この質問の前提というか、私が感じているところを、まずちょっとお伝えしてから質問をしたいと思います。

私自身は、移住者というか、支援者から町に関わらせていただいて、移住をしてというのが今の自分、ステータスかなというふうに思っておりますが、最初関わらせていただいたときからずっと感じているのですけれども、この土地にどんな営みがあって、どういう生活があって、どういう文化があってというところが、聞かせていただいて、それによってこの町に愛着を持って、やっぱり移住であったり、今こういう立場をいただいたりというところもしているふうに感じているところもあるのです。やはり核になるのは、外から来る移住者ではなく、やはりもともと営みをしてきた町民の方たちが核になってこそ、まちづくりの基礎というのものではないかなというふうに思っています。

その前提で、やはり今居住してくれる、もともと住んでいた町民の方々が居住をここにして、営みを取り戻していただくというのをやっぱり積極的に支援していくというのは、すごく重要な施策ではないかなというふうに思っていて、町長の施政方針のほうでも、そういったところは重点施策というところで、冒頭のところにもお話があったので、そこは町としても、そういうふうに取り組んでいかれるというのは、私のほうもすごく認識はしているところではありました。

一方で、今ハードのところ、いろいろ支援ということで回答をいただいていたところもあったので、この辺りは、6年度以降すごく充実していくところだとは思っているのですが、もう少しソフト面のところ

も含めて、トータルで支援していくのがいいのではないかなというふうにちょっと感じているところでした。その上で、2点ほどになるのですかね。

双葉町に滞在する機会というのを増やしていくというのが、すごく大事なのではないかなというふうに思っています。以前ですと、準備宿泊の間ですと、泊まる場所に対しての支援があったりだとか、あとはちょっと今高速道路の無料もあったりもするとは思いますが、例えば交通費を少し。移住者のところだと、移住するときに住居を探すのに、交通費補助金とかが出ていたりもするのですけれども、これなどは、帰町の準備に対しても同じようなことが言えるのではないかなと思って、そういったのを例えばサポートするだとか、お試し住宅みたいなのが移住者向けにもあったりもすると思うのですけれども、それを帰還促進、帰還町民に向けても実施するといった、そういったことも、移住者の支援でやっているようなことをそのまま、帰還を考えている町民の方にも実施したりとか、そういったところも一つ重要な施策になるのではないかなと思ったので、ぜひこの辺り検討できるものかどうか。

財源的には、復興庁の、移住者に偏っている部分もあると思うので、財源的に捻出するところと言われると、なかなか検討が必要なのかなと思うのですけれども、そういったものもトライできるかどうか、ちょっとお聞きしたいというのが1点でした。

もう一点目が、とはいえやっぱり町からの支援、個別に支援するというのは限界があると思うので、居住している、今は駅西のほうにコミュニティができていたりだとか、あとは避難先から、まちづくりでいろいろ、コミュニティだったり、イベントやったりという形で、町を盛り上げようという団体の皆さんもいらっしゃると思うのですけれども、少し今コミュニティに対する補助金みたいなところが、避難先自治会みたいなところで、当時は、町内に居住して町内での活動というのが制限されていた中で、避難先で住民のために活動している住民の人たちに補助金を出されていたとは思いますが、ちょっと今過渡期になってきていると思うので、この辺の補助金の在り方とかというところを整理していくというのも必要なのではないかなと思いました。

ちょっと参考までになります。これは別に、このとおりにしてくださいというわけではないのですけれども、隣町ですと、町内で活動する場合はちょっと金額が高めに補助金が出されていて、町外の場合は少し金額が低めという、そういった差をつけて、町内の活動を支援して、住民のこういった帰還促進、気持ちを高めていくような活動に支援をしていたりだとか、あとは結構緩くというか、ちょっとどういう仕組みでやっているのか分からないのですけれども、私、双葉町民でも参加できるような、隣の町村の補助金もあったりするので、その辺も何か参考になるのではないかなと思ったので、ぜひそういった住民帰還に向けて何らか、住民による住民の支援というのは、そういったものも、支えていくような、そういった補助の在り方みたいなものも見直せるのではないかなと思ったので、この2点に関して、検討できるかというか、その辺の発想みたいなところも含めて、ちょっと方針をお伺いできたらうれしいです。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、大きく2点で、1点は、帰還をしようとする人または移住をしようとする人たちの宿泊の補助であったりとか交通費とか、そういったもの、またはお試し居住の、そういうふうな住居、そういったものに対する考え方。もう一点は、自治会ですね。今町内にも1つ自治会があります。でも、大半は町外。町外の自治会と町内の自治会の今後の対応の仕方ということなのでしょうか、そういったようなことに対する質問だというふうなことでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の町に戻ってきたい、簡単に言うと残り85%が帰還困難区域ですから、そちらのことも考えつつ、本来の避難指示解除したエリア、こちらはもともとの双葉の町民の皆さんの大体6割から7割居住実態があったエリアですから、そういった人たちが戻ってきたいと、戻ってみようかなという判断をするのに、今の町の状況を見て、ある程度町に滞在することによって判断をしていただくという、猶予期間と言ったらおかしいですけども、お試し期間、そういうのは必要だというふうに私も認識しております。

一番は、建物が残っていて、町でその建物を取得させていただいて、リフォームして、そういう施設として使うのであれば、言葉としては、一番やりやすいのです。ところが、残念ながら、そういう住宅、山根議員もご存じだと思いますけれども、ほぼ、ほぼないです。それを、ではどうしましょうかということになると思うのです。そこの部分は、議会の皆さんとも相談しながらやっていかななくてはならないのですけれども、これを建築してやるというふうなかじを切ったほうがいいのかということになると思うのです。

これを民間にとお願いしたとしても、民間では今、この建築事情だと、アパート1つ造ってほしいというふうなお話をして、なかなか造っていただけるような民間業者がありません。だとすると、やっぱり行政として関わらざるを得ないし、行政がやるべきだろうと。そこの部分で非常に悩ましいと思います。経費も相当かかるでしょうし、移住とか、お試し居住とか、そういったもので住んでいただくための施設として、果たしてそれが適切であるかどうかとも検討しながら判断をしていかななくてはならないと。

いずれにしても、その考えはないわけではなくて、ありますから、ちょっと議会の皆さんにご相談させていただいて、方向性を探っていきたいというふうに考えております。

さらには、それ以外で、移住とか帰還を目指して、双葉町にも幸い1軒ホテルがありますから、そういったところを利用してもらって、そういうふうな宿泊をすることによって、宿泊費の補助、交通費の補助、そういったものも検討をして、対応をどうしたらいいかというのも、町としてはある程度ご提案申し上げてやっていきたいというふうな考えを持っております。

2点目の自治会、こちらの部分は、結局東日本大震災から避難指示解除まで11年5か月かかりました。11年5か月の中で、各避難先で自治会ができて、それぞれ活動していただきました。そのものに

関して、町として補助を出していたと。中には、町が避難指示解除するのだから、自治会として存続するのはもう違うのではないかというふうなことで、自主的に解散された自治会も幾つかあります。それがいい悪いというのは、町は一切誘導はしておりませんけれども、今残っている自治会に関しては、従来と同じく、その自治会費に対しての補助は継続していく考えであります。

ただ、一方で、先ほど山根議員から、隣の町で、町内でやる自治会、町内でない自治会、さらには町内でやるいろいろなイベント、今イベントという話はなかったですけれども、いろいろな事業とか、そういったものに関しての補助率というか、補助の額ですね。町に戻ってやるものに関しては多少高くと。町外の場合は、低くというのもちょっとおかしな話ですけれども、ちょっと格差をつけるというふうなことなのでしょうけれども、そういったものも果たしてどうなのかというのは難しい判断です。結局戻った人たちだけが町民なのか、戻っていない、避難をいまだに続けている人たちが町民でないのかということになると、どちらも町民ですから、その部分はなかなか難しい、デリケートな問題になりますから、慎重に対応を検討していかなくてはならないだろうと思っています。

いずれにしても、自治会の存続は大切ですし、ただ行政区というものがあります。その行政区も、今後どうしていくのかというのは、今後議論の、同時に考えていかなくてはならないことだと思います。本来の行政区そのものが、町に戻ってきて存続していただくというのが、一番我々にとってはありがたいことですが、なかなかそれも厳しい状況だろうというふうに考えておりますので、そこも一緒に検討すべき課題ではないかなというふうに考えておりますので、議会の皆さんから何かいい考え方、いい提案がありましたら、お話をさせていただいて、我々だけで考えるのではなくて、一緒に考えて、いい町にしていくための取組としては検討をしていかなくてはならないことですが、いろいろご提案をいただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再々質問させていただきます。

住宅確保については、2番目の質問があるので、そちらでもう少しお聞きしたいなと思います。

2点目の自治会のお話だったのですけれども、多分そもそも隣接町とかだと、自治会というフレームからちょっと変わっていて、町で、住民のいろんな交流促進をしている団体に対して補助をするという形になって、自治会というところにとらわれていないような形になっているので、そこが、そういう補助の在り方がかなり柔軟なのかなと思いつながってたりとか、子育て同士の、我が家とかもそうなのですけれども、子育て団体同士で、子育て世代同士でつながったりとか。

自治会というフレームにとらわれると、どうしても多世代とか、なかなか……交わりづらくなってしまったりすると思うので、発起人の人たちのつくり上げたコミュニティに補助をしてあげて、そういったそれぞれの生態系をうまく生かしていくような、そんなコミュニティの補助の支援の在り方もあるのではないかなと思ったので、その辺も含めて、自治会というフレームにとらわれず、もう少し

広く在り方を検討していただけるといいのかなというふうに思ったので、そこだけ申し添えて、追加でちょっとご答弁いただきたいなと思いました。

2点目、すみません、さっき前段で漏れてしまったのですけれども、情報発信の部分についてだったのですけれども、昨年町政懇談会等々で、私も数か所しか行けなかったのですけれども、皆さんとの質問の中とかのお話を聞いていて少し感じたのは、すごく町に近く関わらせていただいている我々と、やはり少し距離があって、情報が断片的に届いている住民の皆さんとで、すごく情報の格差があるなというのをすごく感じたところもあって、今回の施政方針も含めてなのですけれども、町がどういふところに向かっているのかみたいなのところも、ホームページだったり、議会中継だったりというところでは、もちろん出されていると思うのですけれども、やっぱり町長の生の声で、少しこういう折を見て伝える機会というのが、住民のそういった気持ちの醸成というところにつながっていくのかなという気もしたので、お忙しいとは思いますが、うまく広報紙とかも使って、今こういうところに向かっていますよというのをお伝えする機会を増やしていただきたいなと思ったので、この2点を再々質問ということでちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えします。

まず、最初にお話がありました、自治会にとらわれず、いろいろな交流イベントであったり、そういったものに関して支援をする、補助を出すと。それは、制度的に、例えば国からの支援とか、そういうのがあるのかどうか。また、さらにはそういうふうなものできないので、町単独でやっているのかとか、いろいろあると思います。そういったものも後で聞かせていただいて、検討はさせていただきたいと思います。

あと、町内にいる人たちだけではなくて、町外の人たちもちゃんと町の考え方が分かっているかという、なかなか、いろいろ情報発信はしているつもりなのですけれども、ご理解いただけていないなというのは多いと思っています。日々の生活、暮らして大変ご苦労されているということなのだろうと思います。

町としても、そういった皆さんに、どういうふうに町の考え方、町の方向性を理解していただくかということで、月2回の紙ベースの広報紙であったり、ホームページであったり、前はタブレットだったのが、アプリで今度新たな取組をさせてもらっています。それで、町政懇談会であったり、行政区の総会であったり、自治会の総会、そして各種イベントに呼ばれまして、そういうときにお話しする機会ということで、かなりの人にはお会いしているのですけれども、なかなか伝わっていないというのも事実です。

一番はやっぱり、私が逆の立場になったときに、自分が町長だから、何で関心を持ってくれないのかというふうに思っている自分と、逆に自分が一町民だったら、いや、そんなことを言っても、町政懇談会に行くかと思ったら、行きたくないし、自治会だって、仕事をやっていていろいろ忙しければ

顔を出せないと。行政区、年に1回、いわゆる若い世代の人たちは、そんな時間はないですよということになると、なかなか参加は難しいのだろうなど。では、それでいいのかということではなくて、そういう人たちにどういふふうに通信していくかということなのだと思います。

震災から13年もうたちますけれども、この方法としてずっとできているかということ、勝手に自負しているのですけれども、他町よりは、そういうふうな通信発信は多くしていると思っています。だけれども、足りているかということと足りていないと。その辺も今後、そういうふうに通信に皆さんによく分かってもらう。町政懇談会に来ていただければ一番いいのですけれども、なかなかそれもかなわないでしょうから、そうしたときに、来なくても、自分の家にいながら、自分の勤め先にいながら分かるような何かをもうちょっと考えていかななくてはならないだろうなど、そういうタイミングの時期に来ているというふうに感じています。

ですので、今言われたご指摘は、当然やっていかななくてはならないことなのですけれども、なかなか我々としても頭打ちになってきているなというのは感覚として持っていますので、町民の皆さんに、町のことにさらなる関心を持ってもらうような取組というのは、考えていかななくてはならないと思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。私自身もいろいろまた考えていきたいなと思います。引き続きよろしく願います。ありがとうございます。

質問2番のほうに行かせていただきます。住宅確保の施策について。町内の住宅事情については、避難指示解除に伴う除染作業により更地が増え、居住可能な空き家や借家も少ない状況にあると思います。

一方で、移住者は立地企業に勤める従業員のほか、F-R-E-Iの本格的な推進が進む中で、住宅確保のニーズが高まってきています。

このような中で、町内の住宅供給を増やしていくことが重要になると思いますが、今後の方針や具体的に検討されていることがあるか伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、住宅確保の施策について。住宅確保の施策についてのおたただしですが、双葉駅西側地区に整備を進めている災害公営住宅及び再生賃貸住宅について、令和4年10月より北エリア39戸の居住が開始したほか、南エリア47戸は、当初計画からの延期はありましたが、本年6月から入居が可能となるよう整備が進んでおります。

また、入居に際して、事前登録及び本年1月9日から2月29日までの期間で募集を実施し、災害公営住宅については、19戸に対して14件の応募、再生賃貸住宅については、28戸に対して14件の応募があったところです。

ご指摘のとおり、F－R E Iの本格稼働や企業立地の進展、商業施設の整備など、町内における生活環境の向上等に伴い、町内での居住ニーズは高まっていくことが期待されており、住宅の受皿確保は重要になっていくと認識しております。

まずは、駅西公営住宅を最大限活用できるよう、町内での居住を検討している方々への周知広報をしっかりと行っていきたいと考えております。

また、立地する企業の寮建設にかかる費用については、国の補助支援メニューはありますが、今後の状況に応じて、住民向けの住宅に係る民間投資が行われるような働きかけや定住促進住宅などの検討を今後進めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

今災害復興住宅、再生賃貸住宅の入居状況をご説明いただいて、ここを最大限生かしていくというご答弁と、あとは分譲地等々が今後できるというところかと思っておりますので、その辺をまず確認していくのを、今お聞きして理解しました。

一方で、災害公営住宅等であると、やっぱり少し縛りがあつたりだとか、給与というか収入によって、埋まってしまったときに、そこを開放するみたいなのもなかなかしづらい部分もあるのかなと思うので、やっぱり少しでも民間投資を促していくというのは、すごく重要な発想なのだろうなというふうに思っているところでした。

今、寮建設の補助金みたいなお話があつたと思うので、例えばですけれども、今、中野の産業拠点のところ連絡協議会があつたり、企業の集合体があると思うので、その辺りに例えば働きかけて、共同で住宅確保みたいなのもしていただくような動きもあり得るのかなと思ったので、もし何かその辺りに今考えている、今ご答弁の中にもあつた寮建設というところの、予算を使って何か検討されていることがあればお伺いしたいなというのが一つ思ったところでした。

やはり企業としても、住宅がないとなかなか、周辺に住んでもらって、交通費がかかってみたいところで、ランニングコスト、負担になるところもあると思うので、こういったところは福利厚生として、会社としても一つのリクルーティングのプロモーションになつたりもすると思うので、この辺をサポートしていくというのは、やっぱり資金的体力がある企業を中心に、そういった投資を促すのは一つ可能性があるのではないかなと思ったので、その辺りをお聞きしたいなというところでした。

2点目、F－R E Iの話も出させていただいたところだったのですけれども、先日町村議会のほうでも説明を聞かせていただいて、10年以降、今後10年で50の研究グループを呼び込んで、研究者数百人、家族も含めて2,000人ぐらいの居住のインパクトをつくるみたいな話もあつたところだったのですけれども、とはいいつつも、こういったF－R E I頼みというか、そういったポテンシャル頼みだけではない、いろんなポテンシャルがあると思っていて、その辺りの何か。

多分それは、移住施策の中でいろいろ把握してくるのだと思うのですけれども、このぐらい移住の

ニーズがあって、このぐらい住宅を確保したいと思っている人がいますよみたいな情報を、町として把握して、それを発信していくことで、より住民の皆さんも、家を維持しようとか、自分は住まないのだけれども、借家にしようとか、例えば民泊に活用しようとか、いろんな発想が生まれてくるのかなと思うので、そういった町に滞在したいと思っているニーズをうまく把握して公開していくというのも重要なのではないかなと思うので、その辺り何かアイデアというか、考えていることがあれば、ぜひ伺いたいとなというのが2点目でした。

3つ目なのですが、今特定帰還居住区域の設定等々があって、除染、場合によっては解体だったりということも進んでいくとは思いますが、やはり最初の復興拠点の時に、解除前に解体ができるという話があって、かなり解体が進んでしまった印象がありました。住宅の構造の検査をされている方からお話を聞いたこともありますが、この家は構造上全く問題がなくて、壊さなくてもいいのではないかみたいな家が結構あったのだけれども、そこを業者としては、残したほうがいいよとはなかなか言いづらかったという話も伺ったりもしていて、その辺りを残すと実はニーズがあって、ポテンシャルもあるよみたいなことを、この拠点区域に、どこまで行政側からそういったことを言えるかどうか、微妙なところかとは思いますが、そういったニーズがあって、もしかすると居住する方の潜在ニーズがあるのではないかみたいなところを発信することで、もしかすると、住まないのだけれども、違う形で貸し出すというようなこともあり得るのかなと思うので、この解体、除染が始まるタイミングの時に、何かアプローチをかけられるといいのではないかなと思うのですが、その辺り、できる、できないもあるとは思いますが、そういったアプローチが検討できるかどうかというところを3点目でちょっと伺いたいと思いました。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

中野の復興産業拠点の企業の皆さん、結構やっぱり町でもっと住宅をどんどん、どんどん造ってくれないと、ここに住みたいというふうな人たちが住めないで、ほかに行ってしまうと。我々も本当にそれは把握してまして、民間のアパート経営であったり、中野の産業拠点に働いている皆さんが、寮的なものができればということでもいろいろ交渉はしたのですが、国のそういうふうな補助制度とかといったものには、なかなかうまく合致していないと。

一番は、やっぱり民間主導でやっていただくのが町としてはありがたいのですが、残念ながら、皆さんご存じのとおり、震災前の建築単価と今の建築単価、はっきり言いますが、倍ぐらいになっています。これでは、とても、とても民間も、今現在頑張って建てたい、建てられるということではないです。

個人的に、ハウスメーカーの知り合いの人に、アパート造ってくれないかという話をしました。ハウスメーカーでさえも、もう採算が取れないので、やりません。オーナーがいるのだったら対応しますと。ところが、オーナーだって、その負担が大きければ、国で思い切った補助でも何かやってくれ

れば可能性はあるかもしれませんが、そういう制度も今のところは、あまりさしたるものはないと。その辺が非常に、議員指摘の民間活力、民間活用というのは、我々もお願いしているのですが、実際は動きがなかなか現状ない。

では、それで黙って手をこまねているのかということになると、町としてということを考えて、いろいろ何回も協議しています。これが、町でやってしまうと、町単独でやってしまうことのやっぱりメリットだけではなくて、デメリットが結構、先ほど来、質問の中でもありましたけれども、財政の問題が関わってくると厳しいことになると。将来的にということになると、非常に難しい事業になってしまうので、なかなかこの辺が、突破口が現実ないというのが現状です。

F-REIの話も出ましたけれども、F-REIは、言われたように、山崎理事長がある場所で、来たF-REIの研究者、技術者の人たちの3割は海外の人。そういったことで、F-REIとの関わりとしては、町として、まだ学校再開されていませんけれども、そういった海外の人たちは、長期滞在になった場合に、家族で住むというのがもう定型化しているというか、大体そういうふうな慣習だというふうに伺っていますので、当然海外から来られた子供さんたちもいるわけですから、そういうふうな人たちにも対応できる学校も、被災自治体の中でまだ学校再開していない双葉町としては検討をする価値はあるのではないかと。そういうふうな検討も含めて、海外からの人たちもここにもし住んでもらえるような環境であれば、ある意味双葉町の雰囲気、イメージも変わりますし、これはある程度考えていくべき価値はあるだろうというふうに思っています。

F-REIのいろいろな取組、50のいろいろな企画というか考え方があります。双葉町としても、この原子力災害、一番厳しい状況にあった町が、やはり原子力というものは一つのキーパーソンなのではないかなというふうに考えています。そういったことで、何か関わりを持っていきたいと思っております。

町のそういうふうないろいろな発信とか何かに関しては、実は双葉町にクリエイターの方たちが自主的に、最初は国の補助はあったのですが、見ていただいて、被災自治体を見て、どこをという誘導はしていません。被災自治体全部が該当の中で、ここだったらというのをやっていただいたら、たまたまクリエイターの方たちが双葉町しかないということで、双葉町のいろいろな発信を今始めてもらっています。すごく若い、結構大手の企業のコマーシャルとかをやっている人たちも参画していますから、おもしろいものができつつあります。これは、1年で単発で終わるのではなくて、彼らにもここに、逆に企業として入ってもらったらどうかなということで、そういう交渉も含めながら、今後面白い人材の人たちが多いため、双葉町の発信とか、双葉町のイメージアップ、そういったものも含めてできる人たちのため、これなんかは継続的にやっていけたら面白いのではないかなというふうに考えております。

また、居住区域の建物とか何か、そういうふうに再利用、利活用ということですが、先ほども申し上げましたけれども、ほぼほぼ使えるような住宅、私も休みの時に、町内を散策というか散歩

して、見ているのですけれども、ここは使えるなという住宅は実はありません、私が見た中では。なので、ここの部分が、やっぱり双葉は解体してしまった。

住宅の判断をする方が、一部半壊とか大規模損壊とかという判断をする方の感覚からすれば、これは使えるよと。それに関して、町として、町で使うからお願いしますというのはどうしてもできないのです。というのは、解体をするか、解体をしないかというのは、あくまでもその持ち主の方の判断に任せているので、本音は、いや、あなたのところ壊すなよと。シェアハウスで十分使えるよという住宅がありました、何か所か。それも言えないというのは、ちょっと我々としてもジレンマだったというのがあります。

なので、ここは思い切って、民間でやっていただけるなら一番ありがたいですけれども、民間が動かないとなると、やっぱりもう行政がということになるのでしょうけれども、果たしてどうなのかというのも含めて、ちょっと皆さんと相談したいなと思っています。民間が動かなかつたら、行政でも思い切ってやるしかないというのは最終手段になってくるのですけれども、これはやっぱり、ある意味かなり厳しいことになる可能性もあるということも踏まえて、判断をしていただかなくてはならないだろう案件になると思います。だけれども、何もしなかつたら、絶対これは何もないし、動きも出ないと。まさにコロンプスの卵と同じかなと。

例えば商業施設も、人のいないところに飲食店があつて来るかという考え方の人と、飲食店がないのに人が来るわけがないでしょうと考えるか、どっちが正しいかというのと、どっちも正しいと思います。だけれども、我々がやっていかななくてはならないのは、ないから来ないのではなくて、造って呼び込むという取組をやっていくしかないのだろうというふうに私は、個人としては思っています。そういう取組をしなければ、町の復興も、帰還をする人たち、移住をする人たちも増えないだろうと。やはり思い切った取組というのは必要でしょうと。

これは、判断というのは、当然議会の皆さんに判断をしていただくようになりますけれども、その部分で慎重にも、だけれども、タイムリーにやっていかななくてはならない案件になりますから、そういうふうな考えでいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 質問というよりは、ちょっと感想戦みたいになってしまうかもしれないですけれども、今住宅確保の質問はさせていただいたものの、やっぱりもう少しトータルでいろんなものを考えていきながら、それに対してしっかりと、多分国なり県なり、ほかの民間なりの投資を呼び込んでいくということが、多分重要なのだろうなと思つて今ご答弁を聞いておりました。

本当に単価が倍になっているのを、単純に支援してくれというのはなかなか難しいのだろうなというふうに思つたので、例えばさっきおっしゃっていただいたような、外国の方が居住したときに住みやすい環境を、町として、ビジョンとして持ちながら、それに対して全体を、まちづくりの計画をつくっていきつつ、その一つに住宅確保は重要だから、しっかりとそこはサポートすることで、この町

の価値が上がって行って、かつ震災からの再生と双葉町のさらなる価値向上になるのが、さらに原発被災からの再生としては重要ではないかみたいな、例えばですけども。今みたいな、そういうストーリーをうまくつくっていくことが結構今重要なのだろうなと思ったので、そういったものをいろんな議論の中で少しずつさせていただいたりとか、中野に今来ている拠点の皆さんとそういう議論をさせていただいて、町としての……こういうストーリーでいくのだというところをしっかりと示していくことが今重要なのではないかなと思って聞いていました。

この辺を、多分復興計画がある前提ではあると思うのですけれども、そういったものをうまく補完していくような、何かそういったような発想が今必要なのだろうなと思ったので、ぜひその辺りが議論を続けてやれたらいいなというふうに今感じたところでした。

もう一方、もう一つ、何か情報発信みたいなお話も今されたと思うのですけれども、この若いクリエイターさんの、結構私も知っている会社であったりするので、すごく発信が格好いいなと思って見ていたのですけれども、一方で、名実ともにではないのですけれども、やっぱり発信が先に行ってしまうって、来てやっぱり、なかなか複雑なところとか、課題に直面してしまうというのもあると思うので、発信とセットで、どういう受皿を持っていくかということも大事なのだろうなというふうに思ったので、今回質問は住宅というところでさせていただいたのですけれども、もう少しトータルでいろんなものを考えていく必要があるだろうなというふうに思ったので、ちょっとその辺りのストーリーづくりみたいなところで、町長が今考えているような道筋がもしあれば、施政方針を今回いただいていると思いますが、改めて最後に再々質問としてさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

まず、考え方としては、施政方針でおおむね述べていることがベースになっています。あとは、先ほど言いました教育の部分、やはり次の世代を担う人たち、子供たち、さらには若い世代の人たちが、住まない町、住めない町では町の未来は考えられる状況にはないと。では、どうやってそういう若い人たちに来てもらうかという取組にかかっていると思います。だから、被災12市町村と言っていますけれども、同じことをやっては、もう全然無理だろうと。

いわきの仮設学校、今四十数名の児童生徒がいます。その人たちが全部来てくれるかというところ。これまた、なかなか状況としては厳しいだろうと。新たに学校を再開するに当たって、さっきの一つの例として、海外から来た人たちも含めて、義務教育学校でありながら、国際的な対応ができるというのも一つの手でしょうと。

そうしたときに、日本国内である国際スクールというと、私もちょっと聞き及んだ話では、年間の学費が1,000万円ぐらいかかると。かなり高額だと。そうすると、すごくそういうものに興味のある子供さん、学生さんたちも、行きたいけれども、行けないという人もかなり増えるだろうと。そうすると、ここが逆に補完する場所になり得る可能性がある。全国から、そういうふう

な、離島とか、過疎化の学校とか自治体で、来てもらうような取組をやっているところが結構あります。そういうふうな一環としても、子供さんたちが増えることによって、町の活力、活性化というのは必ず上がりますから、そういうふうな取組もできたら面白いだろうと。

あとは、駅西の住宅というのは、視察に来られたいろいろな皆さんに、ある程度評価をいただいております。まず、景観をつくり込んだということと、ほかの災害公営住宅であったり、再生賃貸住宅とは全然違う景観になっていますし、建物そのものも違います。相当担当の職員が頑張ってやってくれたなというふうに思っておりますし、まず何より住む人たちが、住みたいと思うような住環境でなければ意味がないだろうということから始まった事業です。そういった部分で、福島県の一番ど田舎の町が、ほかの先進的な地域よりも進んだことをやっているという住宅のエリアだと思っています。

例えば駅西住宅のところ、降りたときに、すっきりした景観と、自然とマッチした全体的な構図になっています。駅の広場を中心に、放射状に家が建っています。隣同士がお互い行き来できるような距離感、そういったものであったりとか、住んでいる人たちが交流をできるような施設、集会所であったり、そういったものというのは、結構考えて造っております。特に降りた時にすっきりすると思っただけのために、災害にも強いということで無電柱化、電柱を地下埋設をして、景観も一緒に作り込んでいます。そういったことで、住む人たちがいいなと思うような環境をつくって、それを広げていければというふうに考えています。

その一団地事業として23ヘクタール用地を取得しておりますから、まだまだ土地には余裕はありますから、今後分譲も含めて、いろいろな取組というものをしていけば、面白いエリアになるのではないかなと。

一方、こちらの駅の東側、こちらに関しましては、役場の北隣の駐車場、こちらに、これは公表していますから、はっきり言えますけれども、イオン東北で小売店が来ます。旧体育館跡地、商業施設として3店舗、鉄板焼きと居酒屋と喫茶店。その反対側のところには郵便局。構想としては、今回いろいろ予算も計上させてもらっていますけれども、東邦銀行のところにインキュベーションの施設であったりとか、少しずつ今度東側が動きがなければ、双葉町の活力とか、双葉町の復興というのは見えてこないだろうということで、一気にというのはなかなか厳しい状況でありますけれども、変わってくるだろうというふうに考えております。

中野の復興産業拠点も、おかげさまで企業誘致、23社協定締結しております。18の企業が既に操業していると。さらには、特にアルムホテルがありますけれども、原子力災害伝承館の北隣の隣地に大和ネクストでカンファレンスホテルと。

これは、我々の構想としては、この原子力被災地で、いろいろな会議とかやっていますけれども、ここがメインでやるということは今まで不可能だったのです。というのは、そういう施設がなかったと。そういう施設を、ここで国際会議とか、そういうふうなものができるような施設として、大和ネクストさんと約400平方メートルのカンファレンス、これをできるということが、非常に内外ともに

福島の発信、双葉の復興状況の発信、それも含めてプラスに作用できる可能性になるのではないかと
いうことで、今回令和7年度に建設をしていただけると。それなりのグレードのホテルだということ
で、インバウンドの人も含めて可能性があるのではないかと。そういうふうなことで、他の被災自治
体とは違った方向性で町は進めていくというふうな考えで取り組んでおります。

当然もともとの住民の人たちが戻ってくる施策というのは、最重要課題だと思っていますし、だけ
れども、今の意向調査では14%の帰還の希望ですから、なかなか厳しい状況だろうと。そうしたとき
に、ではそれを補完するのはどうするのかという、やはり移住に頼らざるを得ないと。そういった
ことも、両方やっていかななくてはならないということ考えている。というふうに取り組んでいき
たいと思っていますので、ご理解とご協力をぜひお願いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号6番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

6番、岩本久人君。

（6番 岩本久人君登壇）

○6番（岩本久人君） こんにちは。議席番号6番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般
質問の許可をいただきましたので、通告を基に、大きく3点について一般質問をさせていただきます。

1問目でございます。特定帰還居住区域復興再生計画についてお伺いします。当町では、昨年9月
に特定帰還居住区域復興再生計画が国の認定を受けて、昨年12月20日より、下長塚行政区と三字行政
区の一部約50ヘクタールにおいて先行除染に着手いたしました。国は、2020年代に帰還希望者が帰還
できるよう避難指示を解除するとしていますが、今後策定する特定帰還居住区域復興再生計画で追加
される区域の面積と対象世帯数、またどのような範囲、手順で整備していくのかお伺いします。よろ
しくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、岩本久人議員の質問にお答えいたします。

1、特定帰還居住区域復興再生計画について。特定帰還居住区域復興再生計画についてのおただし
ですが、福島復興再生特別措置法の一部改正により、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点及び中間
貯蔵施設区域を除く区域については、令和3年8月に「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰

還できるよう取組を進める」との政府方針の下、帰還困難区域の避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

双葉町及び大熊町につきましては、他の自治体に先行して「特定帰還居住区域」の取組を進めることとなり、国と共同で実施しました意向調査の結果や行政区の分断解消など、要望があったことなどを踏まえ、先行区域として下長塚行政区及び三字行政区の一部を選定させていただき、議員ご指摘のとおり、昨年9月29日に当該地区が「特定帰還居住区域」に認定され、同年12月20日から環境省による除染、家屋の解体が開始されました。

議員おただしの「特定帰還居住区域復興再生計画」の変更申請で今後追加される対象世帯数と面積につきましては、2月10日から13日まで開催いたしました、対象となる7行政区における住民説明会でいただいたご意見や帰還意向などを基に、現在精査しているところですので、計画が認定された段階で、町広報紙やホームページなどにより皆様にお示ししたいと考えております。

「特定帰還居住区域復興再生計画」の対象範囲であります。改正福島復興再生特別措置法には、区域のイメージとして、帰還される住民の皆様の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で設定することとされております。

また、計画につきましては、町から関係事業者への計画記載事項の同意取得後、福島県との協議を経て国へ申請することとなりますが、国に認定された場合は、速やかに環境省による除染及び家屋等の解体の着手されるとともに、道路や水道などのインフラ復旧が進められることとなります。

引き続き「一日も早く町に戻りたい」という声に応えるため、帰還される住民の皆様が安全、安心に帰還いただけるよう、特定帰還居住区域の取組を推進してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。先日、全員協議会で報告がありましたけれども、今答弁にもありましたように、先行除染以外の7行政区の説明会に、約100名ほどの住民の方が出席されたということでございますけれども、全協で伺ったには、この2月の10日から13日までの住民説明会において、帰還希望者が50名ほど駆け込みで追加されたということで、大体帰還希望者の世帯数は把握されているかというふうに思うのですが、面積に関しても、もうしっかりと公表していただいてもよかったのではないかなというふうに思うのですが、今の町長の答弁の予定でお願いしたいなというふうに思っております。

住民説明会でも、帰還の有無にかかわらず、これは全域除染してほしいという意見、また特定復興拠点との対応と不公平、分断ではないかという意見など、全くそれは公平、公正からも、道義的、道理的からもいって、当然の住民の皆さんのご意見かなというふうに思っております。

そこで、特定帰還居住区域は、少しでも生活圏の除染範囲を広げていかなければいけないというふうに思っております。希望者だけの除染となると、点的な除染、飛び地、分散型の範囲になってしまうのではないかなというふうに思うのですが、段階的に解除していくということですが、

そういう中でどのように、どんな状況で解除が進んでいくのかなと、なかなか私は理解できないのですけれども、同じ行政区の中でも、帰還したいという方の宅地と、また農地、その近辺の生活環境に配慮する区域にしても、これは分散していつているというふうに思うので、どのように避難指示解除をしていくのか、その手順、手法をちょっと教えていただきたいと、今、現段階でお願いしたいというふうに思います。

それと、帰還困難区域7行政区は、ほとんど山沿い、山を背にしております。非常に線量の差もあると思います。放射線量の高低差があると思いますけれども、私は、放射線量の分布で幾つかのエリアに分けて、線量の低いエリアから段階的に除染をして解除するというような手順がいいのではないかなというふうに思っています。これも、前の質問でも言っておりますけれども、主要基幹道路沿いや、まとまった集落を中心に、優先的に始まったらいかがかなというふうに思っておりますけれども、その辺のところも手順、手法としてお伺いいたします。

もう一つ、全協でも同僚議員からも質問がありましたけれども、20ミリシーベルトではなくて、限りなく1ミリシーベルトに近づけるということ、町の方針ですから、まず避難指示解除の際は、拠点区域と同様で、町放射線量検証委員会の検証があるのかどうか、その辺のところもお伺いしたいと。ですから、段階的に解除するというのですから、その都度検証委員会の検証は必要なのかどうか、その辺のところも含めてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、生活圈と国は言っています。これが、我々との考え方のずれの一番の根幹かなというふうに感じています。議員の地元の三字、目迫と水沢ですけれども、あそこの部分の先行解除の取組、それで下長塚行政区、ほぼほぼ住民の皆さんの希望、要望に添った除染、解体になりました。あそこの両方とも沢になっていますけれども、農地をほぼ含めて除染をします。当然どちらも後ろに山を背負っているのです、今までの従来どおりの20メートル除染ということにはなるのですけれども、まず生活圈ということで、例えば目迫行政区、双葉の議員ですから、皆さん分かっていると思うのですけれども、あそこの沢の北と南の幅というのは結構ありますよね。距離的に100メートルとか、そのぐらいあるのではないかなと思うのですけれども、あれは全部入っています。下長塚行政区もそのとおりです。

ところが、今回7つの行政区、2月10日から13日までの除染のいろいろな住民説明会、その最初に認めたものとは違うような国の帰還居住区域の案が出てきたので、我々としては、それはのめないと。今交渉は、平行線になっている状況です。国が言う生活圈と我々が言う生活圈が、隔たりがあるということなんです。

先ほど答弁の中で申し上げた、宅地であったり、墓地であったりというふうなもの、プラス本来の双葉町の住民の皆さんの生活圈というのは、農地がかなりありますから、農地もセットなわけなのです。ところが、それに関しては、なかなか認めていただけないというふうなことが出てきました。こ

れでは我々、住民の皆さんに13年間も待っていただいて、これでどうですかという案で示せるような状況ではないと。今いろいろと国と鋭意交渉しながら進めている状況です。

しかしながら、100%我々の思うとおりになるかということ、これはまたほかの自治体が既に認定の申請をしています。双葉町とかなり違うような判断をされている自治体があるので、その部分が非常にハードルが逆に高くなってしまっているなというふうな感じをします。だから、ほかの自治体がこうだからということではなくて、双葉は双葉の対応をしていかななくてはならないということで、今担当の課が一生懸命今交渉してやっているということでもあります。

ですから、議員おただしの、集落が多くあって、基幹道路、それは当然考え方としてはごくごく当たり前のまともな考え方だろうというふうに思っているのですけれども、そのことが、認めるかという、なかなかそれも厳しい状況なのです。

今回の帰還意向で、50件の人たちが新たに戻りますというふうな判断をされたので、またちょっとその姿が、絵が変わってくると思いますけれども、我々が納得できる、住民の皆さんにお示しできるようなものであればいいのですけれども、国からその返しの部分というのはまだ来ていないので、何とも言えないのですけれども、前に来たものに関しては、完全に町としては、これはのめないというふうにはっきり言わせてもらっています。

その部分が必ず、全域の避難指示解除という言葉と具体的に今回のことが合致しているかということなかなか、帰還困難区域全域も避難指示解除しますと言っているのですから、スケジュール感を出しなさいということは、併せてやっていかななくてはならないことだと思います。

議員の考え方と私の考え方は、そんなに相違があるとは思っていませんけれども、今の現状ではそういうふうな状況であります。国から今後そういうふうな提示があると思いますけれども、そういったものに関して、また議会のほうに報告をさせていただいて、一緒に判断をしていきたいというふうに思っています。

(何事か言う人あり)

○町長(伊澤史朗君) すみません。判断の折々に、双葉町放射線量等検証委員会の判断を仰ぐということですが、それはやっております。やりますし、今後ともやっていきます。

○議長(伊藤哲雄君) 6番、岩本久人君。

○6番(岩本久人君) これはやっぱり、国は自治体と、町と相談、協議しながら、その特定帰還居住区域を段階的に解除していくと言っているわけですから、やっぱり町が計画している計画を尊重してもらわなくてははいけません。あれはできない、これはできないというのは大間違いだと思います。長い年月をかけても避難指示解除をすると国は言っているわけですから、町民の皆さんも13年間も待たされて、そして帰還するところだけ除染をします、解除していきますという勝手な言い方をしているわけですから、それは本当に町民、住民の方も納得はできません。

そういう中で、本当に町も大変だと思いますし、地元の区長さんも苦労して、そして住民の意向に

寄り添いながら、とにかく自分たちの生まれ育った地域を早く取り戻したいということで、それで帰還していこうよというふうに、自分の行政区に戻ろうということで呼びかけてはいると思うのですが、なかなかそこが一律にならないというところがある。

今三字の一部について町長からもありましたけれども、ああいう地区は震災前から非常にまとまりのいい地区で、農地も自分たちのところだけではなくて、ほかの行政区の地権者もいるのですよね。とは言っても、やっぱり除染をしてもらわないことには、営農再開もできないわけですし、何の構想もできないと思うのです。ですから、まずとにかく町のほうで決めた計画は、根気強くやっぱり国に認定してもらわなくてはいけないと思うので、しっかりと頑張りたいなというふうに思っています。

それと、住民説明会の中でも、住民から自宅に自由に立ち入りたいということで、これも説明会で出ていたかと思えますけれども、バリケードを撤去してくれという声が大きかったというふうに思います。立入り申請がいちいち煩わしくて、立入りが遠のくというような声も聞きますけれども、この辺の対応はできないものなのかどうか、そこも言っているかというふうに思えますけれども。

自由に立入りできると、いろんな防犯面とか云々というふうなことがあると思うのですが、町もしっかりと24時間のパトロール強化に踏み込んでいるわけですから、自分のほうも、13年もたつて自分の家に様子を見に行くのに、いちいち許可を取りながら立入りするのは、やっぱりどうかというふうに思います。その辺のところもちょっと伺ってみたいと思います。

それと、これも住民説明会でも出ていたかと思うのですが、被災者生活再建支援金です。家屋半壊認定の方に、一日も早く申請できるように。以前から、これは国会でも議論になっているかというふうに思いますが、みなし解体として申請できるように国に働きかけてみてはいかがかなというふうに思っております。この点、答弁お願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

まず、帰還困難区域でバリケードがあって入れない。13年も、確かに13年もになります。これに関しては、担当課長のほうから詳しく説明させます。

あと、被災者生活再建支援金、これに関しては、町として言っているのは、帰還を希望しない方は結局もう除外されてしまう可能性があるのですが、だけれども、これだけ時間がたって、帰還困難区域で被災者生活再建支援金の対応ができないというのはおかしいでしょう。今議員が言われたように、それはやっぱり希望するしないにかかわらず、その住居に関しては、その制度があるのだから、その制度の運用をできるような取組をしてくれということは申し上げています。それは、やってもらわなくてはならないし、もう13年ですから、大変なご苦労をされている住民の皆さんに、まだなのかと。「おめえらんとこは、生活再建支援金もう申請できたけど、俺らんとこはまだできねえんだぞ」という話、私も大分伺っておりますので、それはもっと強く国のほうに、その対応を、いい方向でできる

ように、いい報告を皆さんにできるように取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（伊藤哲雄君） 中里住民生活課長。

○住民生活課長（中里俊勝君） ただいまの岩本議員の再々質問についてご説明させていただきます。

バリケードの撤去の意見等が住民説明会に出たというふうなおたしだつたと思ひますが、議員ご指摘のとおり、複数の会場でバリケードの撤去等について住民の方から、簡素化してもらいたいというふうなお話はいただきました。

全ての会場において、内閣府、復興庁の担当職員もおりましたので、そういったところは持ち帰つてというふうなお話もいただきましたので、どういった方法がいいのか、国のほうと引き続き協議をしてみたいと思ひます。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ありがとうございます。質問は終わりましたのですが、結局被災者生活再建支援金、帰還しない方の半壊のところはもらえないということになりますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問2番に移らせていただきます。町コミュニティーセンターの利活用についてお伺ひします。双葉駅に隣接する町コミュニティーセンターは、地域住民の交流を図る場として利用されてきました。復興まちづくり計画（第3次）での駅東側にぎわい再生、協働のまちづくりの拠点として若者から高齢者まで、誰でもが利用できる町民交流施設としての整備が望まれると思ひます。

そこで、町コミュニティーセンターの利活用の構想と今後のスケジュールについてお伺ひします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、町コミュニティーセンターの利活用について。町コミュニティーセンターの利活用についてのおたしですが、コミュニティーセンターは、震災前は町のシンボリックな公共施設として、劇団や芸能団体などの練習会場、またイベント会場として町民の皆様に利用されてきました。現在コミュニティーセンターの改修に向けて基本計画の策定に取り組んでおりますが、改修の基本的な方針としましては、駅東エリアのにぎわいを創出する一つの拠点としての整備を検討しております。町内にお住まいの方や避難先から町内に来られた町民の方、町内へ観光や仕事などで訪問された方の交流拠点として、交流人口・関係人口の創出に向けた機能についても検討を進めているところではあります。

また、今後のスケジュールについてですが、基本計画を令和6年6月までに策定する予定としております。その後、設計や改修工事の整備を進め、令和9年度までの工事完成を予定しております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ただいまの町長の答弁どおりだと思ひます。駅コミュニティーセンター、平成10年10月にステーションプラザふたばとして、町の玄関口、双葉駅に隣接をして整備されました。

ハイビジョンシアターホールが備わった町民の交流施設でしたけれども、今町長からの答弁どおりに、さらに誰でもが訪れてみたくなるような施設にしてほしいというふうに思っています。

やっぱり各行政区の公民館が、ほぼ解体されるというふうに思います。双葉に帰ってきてても居場所がないというのは、非常に深刻なことだというふうに思います。町内にお盆とかお彼岸に帰ってきてても、気軽に立ち寄れる場所がないといった声をやっぱりよく聞きます。まちづくり町民委員会でも、前に委員の中からこういった意見も出されております。

町では、若手職員を中心とした座談会でいろいろと構想を進められているということでございますけれども、それも結構ですけれども、まず町民の方の意見を聞く機会もあってもいいのかなと。帰町している町民の皆さん、避難先の町民、町外からの来訪者の方、町内に新たに住んでいる方など、幅広い年齢層の意見を、アンケートとか会合などで伺ってはどうかというふうに思いますが、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 基本計画を策定するに当たり、中野地区若手座談会や復興まちづくり計画推進会議幹事会で、コミュニティーセンター改修をテーマとしたワークショップ等を実施し、特に現在町内で居住し、活動されている方からの意見を計画に反映するよう取り組んでまいりました。令和6年3月19日にもワークショップを実施する予定であり、改修基本計画策定までの間、引き続き多くの方々からの意見を反映した計画となるよう努めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 繰り返しになりますけれども、住民意向調査の中でも、双葉町と関わりを保ちたいという方が65%を超えているということでございます。帰還の意思がなくとも、町と関わり合う機会をつくっていかねばいけないのかなというふうに思っています。近隣町村でも、参考になるような交流施設があると思います。誰でもが立ち寄れる、我が家のように気軽に立ち寄れる、居心地のいい場所にしていただきたいなど、そういう空間が理想かなというふうに思っております。

最後に、町長が描く交流施設の在り方についてございましたら、お答えいただきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

町民の方も含めて、多くの利用者が交流できるスペースを確保できるように検討を進めてまいりたいと思っておりますし、まず先ほど議員からご指摘がありましたように、我が家に帰ってきたようなという言葉がありました。まさにそういう施設にできるように検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） それでは、3番に移らせていただきます。

プレミアム商品券の発行についてでございます。特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、1年半が経過しました。町内では、駅西住宅の居住者を中心に、徐々にではありますが、住民が増えて

おります。

一方で、生活環境に欠かせない買物環境は、不十分ではあるものの、中野地区復興産業拠点には、産業交流センター内のフードコートやお土産売場をはじめホテル、飲食店、日用品店などが営業をされています。

そこで、町民の生活支援と地域経済活性化のためにも、個人消費の下支えとなるプレミアム商品券発行事業を実施してはと思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3、プレミアム商品券の発行について。プレミアム商品券の発行についてのおただしですが、プレミアム付のお得な商品券の発行により、町民の需要を喚起し、町内所在の事業所等で買物を楽しんでいただくことにより、町内の経済活性化を図る事業と認識しております。

当町におきましては、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたばかりであり、商業施設の開業など生活環境が少しずつ改善されているところであります。

産業交流センターの商業施設をはじめとして、コンビニエンスストアや中野地区復興産業拠点の立地企業が経営するショップなど、少しずつ増えてきており、令和7年度オープンに向けて駅東地区にスーパーや飲食店などの商業施設整備を進めているところです。

双葉郡内においても、主に住民登録されている方を対象として、プレミアム商品券を発行している自治体が幾つかあります。多くの場合、商工会が窓口となり、事業を行っておりますので、プレミアム商品券事業の実施について、町内における事業所の立地状況を踏まえながら、町商工会と連携し、検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 答弁ありがとうございました。答弁にもありましたように、郡内でも先駆けてプレミアム付商品券を実施しているところがあります。県の補助事業で、福島県事業再開帰還促進事業交付金というのが、このプレミアム付商品券の事業でございます。郡内でも南のほうからもう既に実施して、もう8年も実施しているところ、7、8年実施しているところがあるわけです。ところが、順次今年度で全て終了というようなことなのです。まず、各町村からも、商工会からも、継続支援を望む声大きい状況です。

この事業、令和7年度で終了というような県の考えなのですけれども、ただそれぞれの12被災市町村で枠があるというように聞いておりますので、双葉枠はまだ使っておりませんので、このプレミアム商品券が終了されたのでは一番困ります。そこは、町のほうでも確認をしていただきたいというふうに思っています。

当町では現実、生鮮食品などを扱う小売店が現在ありませんけれども、中野地区拠点を中心に、様々な小売の商店、企業も頑張っておりますので、どのタイミングでプレミアム事業を行うのかどうか

の判断が難しいのかなというふうには思っているのですが、現在の町内の事業者の売上げ確保あるいは居住者の生活支援のためにも、早急には実施してはなと。

最初からうまく、順調にっていない自治体もやっぱりあります。4、5年、5、6年過ぎてから、1か月足らずで完売してしまったとかという郡内の商工会もありますから、ですからどのタイミングで実施するかは難しいところですが、なるべく状況を見ながら早急に実施していただきたいというふうに思いますが、再度町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

プレミアム商品券の発行については、町としては全然異論はありません。やっていきたいと思っておりますし、商工会と連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。ただ、先ほど岩本議員からお話があった、令和7年度で終了の方向だという話は、私も存じ上げていなかったもので、その辺確認をさせていただきたいと思っております。

双葉町はまだ全然そういうふうな対応をしていない中で終了ということは、あまりにも不公平感がありますので、それに関してはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 帰還人口に売上げ見込みが左右されるリスクを背負って、これからも事業再開をしなければいけないというふうに、そういうふうな事業者もいると思っております。生活の不便さを理解した上で、帰還、居住している町内の住民の皆さんもおりますので、そういった方を支援する意味でも、いち早く実施していただきたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位4番、議席番号2番、小川貴永君の一般質問を許可いたします。

2番、小川貴永君。

（2番 小川貴永君登壇）

○2番（小川貴永君） こんにちは。議席番号2番、通告番号4番、小川貴永、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

原子力損害賠償について。令和6年2月14日に出された山木屋避難集団訴訟に関わる仙台高等裁判所の判決で、ふるさと喪失慰謝料が中間指針第5次追補で示された賠償額を上回ったが、当町において地域生活利権が侵害されているので、この増額内容を検討し、国に要望すべきだと思いますが、町

長の考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおたただしですが、当町では一昨年3月に原子力損害賠償に関する集団訴訟で中間指針を上回る複数の判決が確定したことを受け、いち早く東京電力に対し、全ての町民に水平展開するよう申入れを行いました。

その後、県や近隣の被災自治体と連携しながら、東電への申入れや国への要望を続けた結果、令和4年12月に、原子力損害賠償紛争審査会による、いわゆる「中間指針第5次追補」が示されました。

これを受けて東京電力は、令和5年1月に、事故時点における生活の本拠が大熊町及び双葉町等にあった方に対し、避難費用、日常生活阻害慰謝料として1人当たり100万円などの追加賠償基準を示し、現在賠償金の請求受付、支払いが進んでいるものと認識しております。

中間指針第5次追補を上回る賠償については、町民の状況に応じた賠償が個々の裁判で認められているものと認識しておりますが、昨年7月24日、原子力損害賠償紛争審査会との意見交換において、双葉町民が最低でも11年5か月という長期間の避難生活を強いられ、避難指示解除後も、戻りたくても戻れない大変苦しい状況にあることを強く訴えるとともに、より多くの被害者の声に耳を傾け、個別事情をしっかりと把握した上で、適時適切な指針の見直しを審議することを原賠審の内田会長に強く申し入れたところであります。

また、今年1月4日に、東京電力の小早川社長が来訪した際や2月18日に関係大臣が出席する福島復興再生協議会の席上において、令和4年12月20日決定した「中間指針第5次追補」では、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償対象となる期間を平成30年3月までとしておりますが、双葉町においては、少なくとも特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするよう、賠償期間の見直しを行うよう要望しております。

今後は、判決内容を精査し、水平展開できるものについては取り入れるよう、国や東京電力に対し、「損害がある限り最後まで賠償する」という考えの下、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、県や関係機関と連携しながら強く求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） 今、町長のほうがお答えになったのですけれども、さきの原賠審の第5次追補にちょっと関連しますので、山木屋の判決の要約のところをちょっと話させていただきます。

山木屋訴訟のほうでは、原発施設は一たび重大事故を起こせば、放射能物質の放出、拡散によって、立地場所の周辺のみならず、広範な地域の住民等の生命、身体に重大な被害を及ぼし、広範囲の環境を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、ほかの分野の事故には見られない深刻な影響をもたらす危険性を有するという極めて特異な施設であって、原子力事業者は、万

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和6年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年3月12日（火曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第4号 専決処分の承認について
専決第1号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第5号 令和6年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第6号 双葉町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 双葉町監査委員条例の全部改正について
- 日程第5 議案第8号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第9号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 双葉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 双葉町地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第13 議案第16号 町道路線の廃止について
- 日程第14 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第18号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第19号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第20号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第21号 令和5年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第22号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第23号 令和6年度双葉町一般会計予算
- 日程第21 議案第24号 令和6年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 令和6年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第23 議案第26号 令和6年度双葉町介護保険特別会計予算

- 日程第24 議案第27号 令和6年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和6年度双葉町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第29号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 議案第30号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 議案第31号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 議案第32号 双葉町副町長の選任について
- 日程第30 請願審査報告
請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
- 日程第31 発委第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第32 発委第2号 双葉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第33 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案
- 日程第34 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第35 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
総務課長兼 コミュニティセンター 所長兼秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼 産業交流センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	土屋美香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎発言の訂正及び発言の申出

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の一般質問の質問項目1番目の再々質問答弁において、「今議会中に全員協議会の中で示していきたい」と発言いたしましたが、「今議会中に本議会の中で示していきたい」と発言の訂正をお願いいたします。

また、菅野議員の一般質問で答弁保留としておりました件について、再答弁したく申出いたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から、3月6日の会議における発言訂正の申出がありました。これを許可します。

また、3月6日の会議において、5番、菅野博紀議員からの一般質問で答弁保留となっていた事項について、再答弁の申出がありましたので、これを許可します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野議員の再質問についてお答えいたします。

国が定めた地目と東京電力ホールディングス株式会社が財物賠償に伴い設定した時価相当額算定のための地目に違いがあることを知っていたかとおたがいますが、違いがあるという認識はありません。

なお、議員から、国が法令上定めた地目が28項目か26項目あるとご発言がありましたが、そのような事実は確認できず、国が定めている地目については、固定資産税評価基準第1章第1節に示されているものは9つの地目、不動産登記規則第99条による地目は23の地目となります。

一方、東京電力ホールディングス株式会社が賠償項目として設けている地目は、宅地、田、畑、準宅地、事業地、山林、原野等の土地の7種類であると東京電力から説明を受けております。

議員の発言の中で、東京電力がつくった地目により、金額、賠償額が違うという趣旨のものがありましたが、東京電力は固定資産税や不動産鑑定に用いる土地の地目を7種類に種別分けしているだけであり、東京電力が定めた地目をもって土地の評価額を算定しているわけではなく、実際の賠償額の

基礎となる時価相当額は、各自治体の固定資産税台帳に記載された土地ごと、または不動産鑑定士により鑑定された土地ごとの評価による単価から算定していると説明を受けております。

今後とも損害賠償につきましては、東京電力に対して、被害の実情に応じた適正な賠償に取り組むよう引き続き求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀議員の一般質問は終了しておりますので、ただいまの再答弁をもって了承していただきたいと思っております。

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） 次に、2番、小川貴永君から、3月6日の会議における一般質問での発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配付しました発言取消申出書に記載した部分の発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、小川貴永君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第4号から日程第28、議案第31号まで、それぞれ全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第4号 専決処分の承認について、専決第1号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳入に入ります。

第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第4号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第4号は承認することに決定しました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第2、議案第5号 令和6年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第5号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第3、議案第6号 双葉町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第6号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第4、議案第7号 双葉町監査委員条例の全部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第7号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第8号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第8号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、議案第9号 双葉町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第9号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第10号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第11号 双葉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第11号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第12号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第12号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第13号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第13号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第14号 双葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第14号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第12、議案第15号 双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第15号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第13、議案第16号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第16号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第14、議案第17号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第17号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第15、議案第18号 令和5年度双葉町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第10款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第15款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第16款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第17款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第18款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第20款諸収入。

6番、岩本久人君。

○6番(岩本久人君) 2の雑入ですけれども、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、過年度事業分というふうに書いてあるのですけれども、この補助金の目的と、どのような事業に使われるのかお伺いしたいと思います。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 岩本議員のご質問に復興推進課長から説明をさせます。

○議長(伊藤哲雄君) 復興推進課長、横山敦君。

○復興推進課長(横山 敦君) 岩本議員のご質問にご説明させていただきます。

雑入の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金ですが、こちらは双葉町産業交流センターの建設費の商業部分になりまして、事業費が確定いたしましたので、過年度分ですけれども、補助金として入ってきたというところで、雑入で処理してございます。

以上です。

○議長(伊藤哲雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第21款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 9ページです。第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 11ページです。第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 16ページです。第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第18号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表 決）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
- 議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

- 議長（伊藤哲雄君） 日程第16、議案第19号 令和5年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。
第6款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第19号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第17、議案第20号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳入に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第20号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第18、議案第21号 令和5年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第21号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議案第22号 令和5年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第22号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表 決）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
- 議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

- 議長（伊藤哲雄君） 日程第20、議案第23号 令和6年度双葉町一般会計予算を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書により款ごとに歳入から行います。
3ページです。第1款町税。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款地方譲与税。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第3款利子割交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款配当割交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。
（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 第6款法人事業税交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款地方消費税交付金
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款環境性能割交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第9款地方特例交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第10款地方交付税。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第11款交通安全対策特別交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第12款分担金及び負担金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第13款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第14款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 11ページになります。第15款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 14ページになります。第16款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第17款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第18款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第19款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第20款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 19ページ、歳出に入ります。
第1款議会費。
（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 21ページになります。第2款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 53ページになります。第3款民生費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 65ページになります。第4款衛生費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 72ページになります。第5款労働費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 78ページになります。第7款商工費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 83ページになります。第8款土木費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 88ページになります。第9款消防費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 91ページになります。第10款教育費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 104ページになります。第11款災害復旧費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第12款公債費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 109ページになります。第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 全体的な質疑を許可します。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第23号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第21、議案第24号 令和6年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書により款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第1款国民健康保険税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第5款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第7款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第8款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（伊藤哲雄君） 8ページ、歳出に入ります。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 10ページになります。第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 13ページになります。第3款国民健康保険事業費納付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款財政安定化基金拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第5款保健事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第24号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表 決）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第22、議案第25号 令和6年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書により款ごとに歳入から行います。

3ページです。第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第25号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第23、議案第26号 令和6年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書により款ごとに歳入から行います。

3ページです。第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 14ページになります。第3款財政安定化基金拠出金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 第4款地域支援事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 17ページになります。第5款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は押しボタン式投票によって行います。
お諮りします。議案第26号の賛否について投票ボタンを押してください。
（表 決）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。
投票を確定し、投票結果を表示します。
（賛成全員）
- 議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

- 議長（伊藤哲雄君） 日程第24、議案第27号 令和6年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書により款ごとに歳入から行います。

3ページです。第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第27号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第25、議案第28号 令和6年度双葉町下水道事業会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算書の20ページ、予算参考資料の実施計画明細書により行います。

収益的収入及び支出、収入、第1款下水道事業収益。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 支出、第1款下水道事業費用。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 23ページです。資本的収入及び支出、収入、第1款資本的収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 支出、第1款資本的支出。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 全体的な質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第28号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第26、議案第29号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第29号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第29号は同意することに決定しました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第27、議案第30号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第30号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第30号は同意することに決定しました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第28、議案第31号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第31号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第31号は同意することに決定しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第29、議案第32号 双葉町副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） 議案第32号 双葉町副町長の選任について。

双葉町副町長の選任についてであります。徳永修宏氏が令和6年3月31日をもって任期満了となります。次期副町長候補者につきましては、福島県職員の派遣をお願いいたしておりましたが、このたび推薦をいただきましたので、ご提案申し上げるものであります。

選任をお願いする森隆史氏は、平成15年4月に福島県に入庁され、福島県いわき養護学校に配属となり、その後、いわき建設事務所総務部用地グループ、選挙管理委員会事務局、教育総務総室財務課などを経て、現在は財務総室財政課で、財政企画班主任主査として財源の総括や行財政改革業務に当たられております。

森氏は、人格が高潔で、事業の運営管理、財務管理、そのほか行政運営に関し、優れた見識を有する方として推薦をいただいております。強固の意思、優れた洞察力など、本町の副町長としての資質は十分備えられており、町の復旧・復興に向けての課題を克服し、さらには町発展のため、町民の皆さんの期待に応えて活躍していただける人材と判断しております。

よって、森隆史氏を本町の副町長に選任することについて、議会の同意を賜りますようお願いするものであります。

○議長（伊藤哲雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第32号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第32号は同意することに決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時33分

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第30、請願の審査報告を行います。

付託した請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書について、所管の委員長からの報告を求めます。

産業厚生常任委員長、岩本久人君。

(6番 岩本久人君登壇)

○6番(岩本久人君) それでは、産業厚生常任委員会から報告をいたします。

本定例会初日、当委員会に付託された福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願について、3月5日に委員会を開催し、審議を行いましたので、その報告をいたします。

請願要旨にあるように、令和5年春闘結果での賃上げ率は、ほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く方々の生活はより厳しさを増しております。また、超少子高齢、人口減少という構造課題やデフレ経済など相まって、経済物

値上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっています。

一方で、福島県の最低賃金は、2023年で900円と、同年全国平均である1,004円から比べると104円減となっており、早期に福島県の最低賃金を1,000円に到達させることが望まれます。社会構造の変容による人手不足を補うため、雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金、長時間労働など問題が山積みする中、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効は、重要な施策であるとの委員の一致した意見でありました。

以上のことから、請願の願意は妥当と認められるため、お手元に配付しました請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものとしたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。請願第1号について、委員長報告のとおり採択と決定することの賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第31、発委第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、岩本久人君。

(6番 岩本久人君登壇)

○6番(岩本久人君) 発委第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発委第1号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第32、発委第2号 双葉町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、岩本久人君。

(6番 岩本久人君登壇)

○6番(岩本久人君) 発委第2号 双葉町議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備、改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発委第2号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第33、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案を議題とします。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案の件は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発議第1号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第34、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第35、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和6年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時49分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 作 本 信 一

署名議員 石 田 翼